第1回体験講義用 テキスト

基本テキスト

法人税法

CORPORATION TAX



TEXT 1



テキスト

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結・速修 P1~28

年内上級講義 P1~59

法人税法年内完結・速修一コース基本テキストNo.1 コントロールタワー

教 材 回 数	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論テキスト
第1回	納税義務者と課税所得等の範囲 各事業年度の所得の金額の計算の通則 企業利益と課税所得(別表4)	P. 1	問題 1 ~ 問題 6	P. 7	テーマ1
第2回	税額計算の仕組み(別表1) 減価償却(損金算入・償却限度額)	P. 29	問題7 ~ 問題15	P. 199~200 P. 47~49	テーマ6
第3回	減価償却(グルーピング・損金算入)	P. 58	問題16 ~ 問題21	P. 49	テーマ6
第4回	減価償却(少額等、償却可能限度額)	P. 72	問題22 ~ 問題29	P. 50~52	テーマ6
第5回	租税公課等	P. 93	問題30 ~ 問題40	P. 105~107	テーマ8
第6回	受取配当等の益金不算入	P. 113	問題41 ~ 問題47	P. 27~29 P. 31	テーマ5
第7回	所得税額控除	P. 131	問題48 ~ 問題55	P. 211~213	テーマ14
第8回	外国税額控除 外国子会社から受ける配当等	P. 155	問題56 ~ 問題60	P. 215~219 P. 35	テーマ14 テーマ5
第9回	済産取得・雇用等の特別控除 実力テスト(通信添削問題)	P. 174 P. 175 2 P. 190	問題61	P. 205~206	

法人税法年内上級講義-コース基本テキストNo.1 コントロールタワー

教 材 回 数	学 習 内 容	基本テキスト	トレーニング	ポイントチェック	理論テキスト
第1回	納税義務者と課税所得等の範囲 各事業年度の所得の金額の計算の通則 企業利益と課税所得(別表4) 税額計算の仕組み(別表1) 減価償却(損金算入・償却限度額)	P. 1	問題 1 ~ 問題16	P. 7 P. 199~200 P. 47~49	テーマ1 テーマ2 テーマ6
第2回	減価償却(グルーピング・損金算入・少額等 ・償却可能限度額) 租税公課等	P. 60	問題17 ~ 問題40	P. 49 P. 50~52 P. 105~107	テーマ6
第3回	受取配当等の益金不算入 所得税額控除	P. 113	問題41 ~ 問題55	P. 27~29 P. 31 P. 211~213	テーマ5 テーマ14
第4回	外国税額控除 外国子会社から受ける配当等 資産取得・雇用等の特別控除	P. 155	問題56 ~ 問題68	P. 215~219 P. 35 P. 205~206	テーマ5 テーマ14

TAC方式 法人税法の学習内容の全体系

±		# 55 th th		テ キ	ス	-
章	テーマ	学習内容	基	礎	応	
1	1~4	総則	•	NO. 1 NO. 4 NO. 5		
2	5	同族会社	•	NO. 3		
3	6~7	企業利益と課税所得	•	NO. 1 NO. 3	•	NO. 4 NO. 5
4	8	損益の帰属時期	•	NO. 3		
5	9~11	受取配当等	•	NO. 1	•	NO. 3 NO. 4
6	12~19	資産評価及び償却費等	•	NO. 1 NO. 2 NO. 3	•	NO. 4 NO. 5
7	20	給与等	•	NO. 2	•	NO. 3
8	21~25	その他の営業経費	•	NO. 1 NO. 2	•	NO. 3 NO. 4 NO. 5
9	26~36	圧縮記帳	•	NO. 2	•	NO. 5
10	37~39	引当金等	•	NO. 2	•	NO. 4
11	40~41	借地権・リース取引			•	NO. 4 NO. 5
12	42	欠損金	•	NO. 3		
13	43~46	海外取引			•	NO. 5
14	47~52	税額計算	•	NO. 1		NO. 3
15	53	申告・納付等			•	NO. 5
16	54	企業組織再編成等			•	NO. 4 NO. 5
17	55	グループ法人税制			•	NO. 4
18	56	連結納税制度			•	NO. 5

(注) は基本テキストの収録部分を示す。

凡 例

<略式名称> <正式名称>

法 …… 法人税法

法附則 ……… 法人税法附則

令 ………………… 法人税法施行令

令附則 …… 法人税法施行令附則

規 …… 法人税法施行規則

基 通 ……………… 法人税基本通達

個 通 ……… 法人税個別通達

措 法 …… 租税特別措置法

措 令 …… 租税特別措置法施行令

措 規 …… 租税特別措置法施行規則

措 通 …… 租税特別措置法関係通達

国通法 …… 国税通則法

耐 令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令

耐 通 ……… 耐用年数の適用等に関する取扱通達

引用例

法22③二 ………… 法人税法第22条第3項第二号

テーマ 1

納税義務者と課税所得等の範囲

理論:重要度 ★★★

計算:重要度 一

法人税は、会社の「もうけ」に対して課され、会社が納める税金である。この「もうけ」は、会社が勝手に計算するのでは問題があり、「課税の公平」を図るために一定のルール「法律」が必要となってくる。このルールが、これから学習していく「法人税法」である。

今回は、「法人税とはいったいどのような税金なのか」ということを中心に、法人税法 を勉強していくうえでのいろいろな約束事を学習する。

② このテーマの学習内容

テーマ番号	学	習	内	容	年内完結•速修	年内上級講義
1 - 1	法人税の概要				No.1第1回	No.1第1回
1-2	法人税の納税義務	渚	No.5第7回	No.5第5回		
1-3	納税義務者と課税	所得等の	範囲		No.5第7回	No.5第5回

本テキストの設例は、原則として、年1回3月末決算の法人の当期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)を対象として作成しています。

1-1 法人税の概要

1 法人税法の出題範囲

(1) 出題範囲

国税通則法、法人税法及び租税特別措置法等の法令であり、この法令を中心に 学習する。

(2) 優先順位

原則として、特別法である租税特別措置法が優先して適用され、次に法人税 法、国税通則法等が適用される。

(3) 略語や重要度

略語や重要度は次のとおりである。

特に略語については、条文を読むうえでの基本的な約束事となるため、その重 要度に応じて覚える必要がある。

法	令 そ の 他	略 語	重要度
1. 国税通則法	(1) 国税通則法	国通法	0
	(2) 国税通則法施行令	国通令	Δ
	(3) 国税通則法施行規則	国通規	Δ
2. 法人税法	(1) 法人税法	法	0
	(2) 法人税法施行令	令	0
	(3) 法人税法施行規則	規	Δ
	(4) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐令	Δ
3. 租税特別措置法	(1) 租税特別措置法	措法	0
	(2) 租税特別措置法施行令	措令	0
	(3) 租税特別措置法施行規則	措規	Δ
4. その他の関係法令	(1) 災害減免法	災免法	Δ
	(2) 財務大臣が行う法律関係告示	告示	Δ
5. 行政庁の取扱通達	(1) 法人税取扱通達		
	① 基本通達	基 通	0
	② 個別通達	個 通	Δ
	(2) 租税特別措置法関係通達	措通	0
	(3) 耐用年数の適用等に関する取扱通達	耐 通	Δ

(注) 条文の略語

法人税法第22条第3項第1号 ⇨ 法22③一

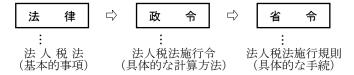
(1) 国税通則法

国税に関する法律の基本的な事項及び共通的な事項(税額計算、更正、決定、 更正の請求等)を定めた一般法

(2) 法人税法

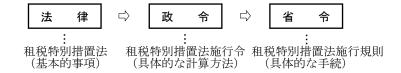
法人税についての基本的な事項(納税義務者、課税標準、申告及び納付等) を定めた法律

※ 法人税法、法人税法施行令(政令)及び法人税法施行規則(省令)の関係



(3) 租税特別措置法

政策的要請などから、**法人税法に定める内容を暫定的に修正する特例を定め** た法律(時限立法)



(4) その他の関係法令

被災者に対する租税の減額や免除、徴収猶予期限などを定める法律

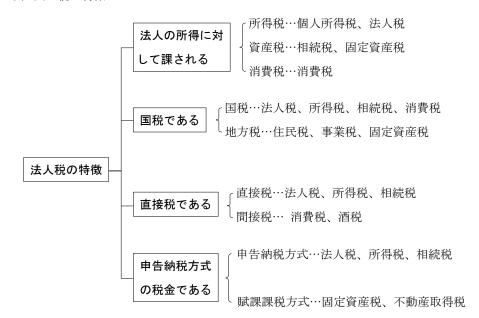
(5) 行政庁の取扱通達

税務行政における税法令の解釈適用を統一するために、国税庁の主要な内規 を公表したもの

(法的な拘束力はないが、知っておくべきものである。)

2 法人税の概要

(1) 法人税の特徴



(2) 法人税の種類

下記の3種類があり、一般的に法人税といわれるのは、「各事業年度の所得に対する法人税」のことである。

① 各事業年度の所得に対する法人税

法人の毎期の事業活動により得られる利益(所得)に対して課される法人税

② 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

企業グループを1つの納税単位として法人税を計算する、いわゆる「連結納税制度」を選択した場合に $\mathbb Q$ の代わりに課される法人税

③ 退職年金等積立金に対する法人税 (現在適用停止中)

退職年金業務等を営む信託会社や保険会社などを対象とする法人税で、退職 年金に対する課税が、従業員が退職するまで発生しないことに対する遅延利息 たる性質を有する特殊な法人税である。

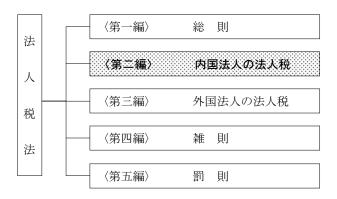
「退職年金等積立金に対する法人税」は、特殊な法人税であり、かつ、現在適 用停止中である。

なお、受験上は「各事業年度の所得に対する法人税」が学習の中心となるため、 以下「各事業年度の所得に対する法人税」を前提として説明する。

3 法人税の体系

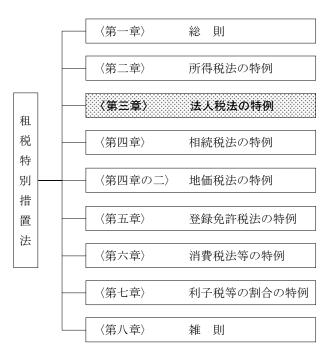
(1) 法人税法の体系

受験上最も重要なものは第二編の「内国法人の法人税」である。



(2) 租税特別措置法の体系

受験上必要なものは、第三章の「法人税法の特例」である。



4 納税義務者と課税所得等の範囲

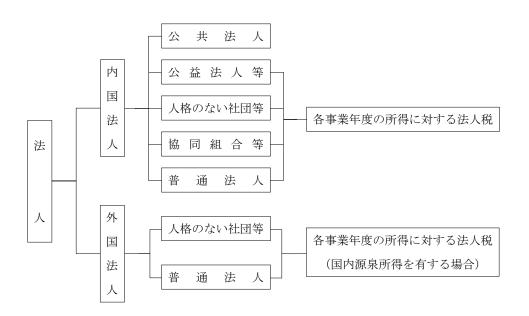
納税義務者とは、税金を支払う義務を有する者で、法人税の場合は「法人」である。

法人税法では、納税義務や課税所得の範囲などが異なるため、法人を次のように 区分している。

(1) 法人税の納税義務者(法4)

法人税法では、納税義務者を「内国法人」と「外国法人」に区分し、さらに「内 国法人」については5つに、「外国法人」については2つに細分している。

- ① 内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- ② 外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。



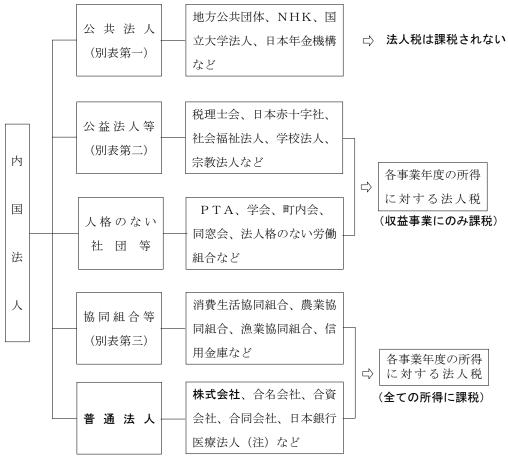
【図 解】 内国法人と外国法人

	国 内	国 外	
内国法人A社	本 店	支 店 —	──> 課税の対象
外国法人B社	支 店 (国内源泉所得)	本 店	

(2) 内国法人の課税所得等の範囲(法5、6、7)

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の納税義務者と課税所 得等の範囲は下記のとおりである。

なお、公益法人等と協同組合等については、公益性などを考慮して普通法人に比 べ税率を低く設定している。



(注) 社会医療法人は公益法人等に含まれる。

●ポイントの確認

● テーマ1 納税義務者と課税所得等の範囲
1. 法人税の概要
(1) 法人税は、法人の ① に対して課される ② 方式による国税である。
(2) 3種類の法人税の中心となるのは、 $lacksymbol{\textcircled{3}}$ に対する法人税である。
2. 納税義務者と課税所得等の範囲
(1) ④ に対しては、法人税は課されない。
(2) 株式会社は、法人税の課税上、 ⑤ に分類される。
① 所得 ② 申告納税 ③ 各事業年度の所得
④ 公共法人 ⑤ 普通法人

テーマ 6

各事業年度の所得の金額の計算の通則

理論:重要度 ★★★

計算:重要度 ★★★

各事業年度の所得に対する法人税は、会社の利益に対して課す税金であるが、この法人 税の計算対象となる利益のことを「所得金額」という。この所得金額に税率を乗じて法人 税の額(税額)を計算することになる。

このテーマでは、この所得金額を計算するための大原則を学習していく。

② このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	年内完結•速修	年内上級講義
6-1	各事業年度の所得に対する法人税の体系	No.1第1回	No.1第1回
6-2	所得の金額の計算の通則	No.1第1回	No. 1 第 1 回

6-1 各事業年度の所得に対する法人税の体系

「各事業年度の所得に対する法人税」に関する規定は、実体規定(課税標準、税率など)と手続規定(申告、納付、更正など)に大別される。

1 課税標準及びその計算

法人税における課税標準は、所得の金額である。

(注) 課税標準

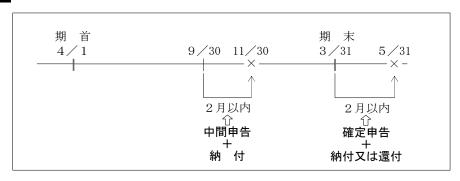
課税標準とは、税額の算定の基準となる価格または数量をいい、納税者の担税力を数値により表したものである。

2 税額の計算

課税標準(千円未満切捨) × 税 率 = 納付税額(百円未満切捨)

法人税では、原則的な税率を25.5%とする比例税率を採用している。比例税率とは、 課税標準の増減にかかわりなく、常に一定の税率により課税するものである。

3 申告、納付及び還付等



法人税は、基本的に中間申告と確定申告の2回の申告により税額を納付する。

6-2 所得の金額の計算の通則

税額計算の基礎となる所得金額と企業会計上の利益は、必ずしも一致しない。そこで、 税法の目的を果たすために計算される所得金額と企業会計上の利益との関係を理解する 必要がある。

法人税法上の所得の計算目的 ⇨ 担税力に応じた課税の公平の実現

企業会計上の利益の計算目的 🖒 企業の財政状態及び経営成績の把握

1 各事業年度の所得の金額(法22①)

法人税の課税標準である「各事業年度の所得の金額」は、その事業年度に帰属する 益金と損金をその計算対象とし、事業年度ごとに区分して計算すること(事業年度単 位課税)を明らかにしている。

(注)事業年度の対応

上記の算式中「その」事業年度とは特定の事業年度のことを示すものであり、益 金と損金について特定の期間における対応を要求していることを表している。

2 益金の額(法22②)

(1) 収益の額

その事業年度の益金の額に算入すべき金額=その事業年度の収益の額

注意点は、次のとおりである。

- ① 益金自体の「本質」は規定せずに、「算入すべき金額」を規定している。
- ② 法人税法独自の益金の額の計算に関する原理や原則はなく、その計算は、企業会計における「収益」の額の計算に依存している。
- ③ その事業年度に帰属する収益の額が計算対象となる。

(2) 別段の定めのあるものを除く

「別段の定め」とは、「特例」のことであり、企業会計における収益の額と異なる益金の額については、別に法人税法等に規定されている。

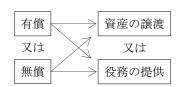
(3) 資本等取引以外の取引に係るもの

益金の額に算入すべき収益の額は、損益取引に係るものであることが要求される。

(4) 取引の例示

- ① 資産の販売
- ☆ 商品又は製品の売上高など
- ② 有償による資産の譲渡又は役務の提供
 - □ □ □ 定資産の譲渡における譲渡対価、土地の賃貸における収入金額など
- ③ 無償による資産の譲渡又は役務の提供
 - ☆ 資産の贈与における時価、無利息貸付における通常の利息など
- ④ 無償による資産の譲受け
 - ⇒ 受贈益(時価)

(注) 有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供



- ① 有償による資産の譲渡
- ② 無償による資産の譲渡
- ③ 有償による役務の提供
- ④ 無償による役務の提供

3 損金の額(法22③)

(1) 原価・費用・損失の額

その事業年度の損金の額に算入すべき金額=その事業年度の

原価の額費用の額損失の額

注意点は、次のとおりである。

- ① 損金自体の「本質」は規定せずに、「算入すべき金額」を規定している。
- ② 法人税法独自の損金の額の計算に関する原理や原則はなく、その計算は、企業会計における「原価・費用・損失」の額の計算に依存している。
- ③ その事業年度に帰属する原価・費用・損失の額が計算対象となる。
 - イ 原価の額 □ 収益との個別対応により認識
 - ロ 費用の額 ⇨ 債務確定基準に基づき期間対応により認識
 - ハ 損失の額 ⇨ 発生の事実により認識

(2) 別段の定めのあるものを除く

益金の額と同様に、企業会計における原価・費用・損失の額と異なる損金の額については、別に法人税法等に規定されている。

(3) 資本等取引以外の取引に係るもの

損金の額に算入すべき損失の額は、損益取引に係るものであることが要求される。

(4) 債務確定基準

償却費以外の費用については、**期末までに債務の確定しているもの**に限り損金の額に算入される。

企業会計では、収益と費用との対応関係を重視して費用の見積計上(引当金の計上)を積極的に行っているが、法人税法では、課税の公平の見地から恣意性の排除のため、原則として費用の見積計上(引当金の計上)は認めていない。

ただし、企業会計との調整を図るために、法人税では**別段の定めにより2つの引 当金**に限定してその計上を認めている。

別段の定め → 2つの引当金に限定 { (1) 貸倒引当金 (法 52) (2) 返品調整引当金 (法 53)

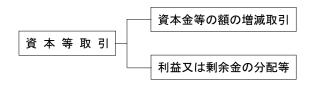
4 公正妥当な会計処理基準(法22④)

収益の額及び原価・費用・損失の額 の基準に従って計算

所得金額の計算にあたって、収益の額及び原価・費用・損失の額の計算については、会計における概念や原理を前提として、企業会計上の損益計算に従うこととしている。

5 資本等取引(法22⑤)

(1) 資本等取引の取扱い



資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額(資本金や株式払込剰余金など)をいう。

資本等取引に係る純資産の増減は、所得計算に一切影響を与えず、資本等取引以 外の取引に係る純資産の増減は、すべて所得計算に含められる。

(2) 資本等取引を規定する理由

- ① 法人の所得に課税する法人税では、株主等からの拠出資本(元本)には一切 課税しないので、資本金等の額の増減取引は所得計算から除外される。
- ② 利益又は剰余金の分配等は、法人税課税後の所得の分配であり、再び所得計算に関係させないように資本等取引に含めている。

プラスα 無償による資産の譲渡又は役務の提供

無償(ただ)による資産の譲渡や役務の提供がなぜ益金を構成するのだろうか。 次の具体例で会計と税務の違いを考えてみることにする。

地 300

【具体例】土地 (時価 500、簿価 300) を贈与 (無償の譲渡) した場合

1 《会計上の仕訳》

収益 0

寄 附 金300 / 土

費用 300

利益△300

2 《税務上の仕訳》

一旦土地を時価で譲渡した後、譲渡対価相当額を贈与したと考える。

現 金 500 / 土地譲渡収入 500 ☆益 金 益金 500 損 金 ☆ 譲 渡 原 価 300 / 土 地 300 損 金 ☆ 寄 附 金 500 / 現 金 500 (損金算入に限度あり)

- (1) 会計上…「寄附金 300」を費用計上→利益は△300
- (2) 税務上…「土地譲渡収入 500」が益金、「譲渡原価 300」及び「寄附金 500」 が損金→所得は△300

したがって、無償(ただ)による資産の譲渡を行った場合においても税務上は、「土地譲渡収入 500」という益金が発生することとなる。

なお、後日学習するが、寄附金については「別段の定め」によって全部又は一部 が損金として認められずに課税所得を構成することがあり、その結果、所得が多く なり、利益と所得が一致しないこととなる。

この計算は税務上の金額500を用いて行う。

今後、様々な「別段の定め」を学習していくが、上記のように、税務上の金額が その計算の基礎となるため、益金と損金をそれぞれ認識することが重要となる。

⚠ポイントの確認

● テーマ6 各事業年度の所得の金額の計算の通則 (1) ① に対する法人税の課税標準は、② である。 (2) ② は、その事業年度の ③ からその事業年度の ④ を控除して計算する。 ① 各事業年度の所得 ② 各事業年度の所得の金額 ③ 益金の額 ④ 損金の額

テーマ 7 企業利益と課税所得

理論:重要度 一

計算:重要度 ★★★

法人税の課税所得(所得金額)は、損益計算書の当期純利益から誘導的に計算される。 このテーマでは、企業利益と課税所得との差異を調整するための計算表である別表4 (所得の金額の計算に関する明細書)を学習する。

② このテーマの学習内容

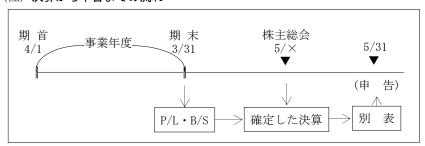
テーマ番号	学 習 内 容	年内完結•速修	年内上級講義
7-1	具体的な課税所得計算と別表4	No.1第1回	No.1第1回
7-2	別表4のフォーム	No.1第1回	No.1第1回
		No.3第2回	№.3第2回
7-3	税務調整	№.3第6回	№.3第6回
7-4	資本金等の額と利益積立金額	№.3第4回	№.3第3回
7-5	別表5(一)のIの記載方法	№.3第4回	№.3第3回
7-6	別表5(一)のⅡの記載方法	№.3第4回	№.3第3回
7-7	税効果会計	No.5第3回	№.5第2回
7-8	設立第1期の取扱い	年明上級	年明上級
7-9	解散の取扱い	No.4第8回	No.4第7回
7-10	修正申告	年明上級	年明上級

7-1 具体的な課税所得計算と別表 4

所得金額は、企業利益と全く別に計算されるのではなく、確定した決算(株主総会の 承認を受けた決算)に基づく企業利益に一定の調整を加えて計算する。

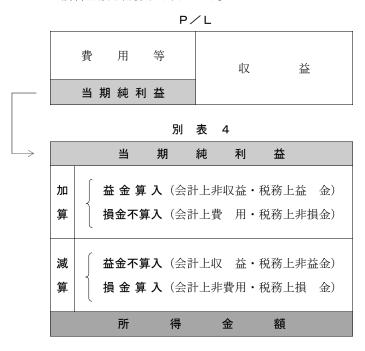
この企業利益を出発点にして所得金額を算出する計算表を「別表4」という。

(注) 決算から申告までの流れ

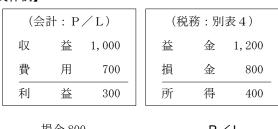


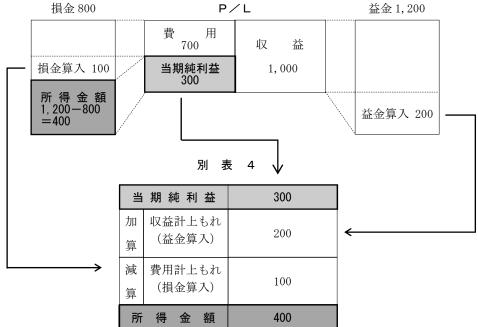
1 別表4

別表4は、確定決算上の当期純利益との差異が生ずる部分を加算又は減算すること によって所得金額を計算する表である。



【具体例】





理論的には、益金1,200-損金800=所得金額400と計算する。

しかし、別表4は損益計算書とのつながりから、税引後当期純利益からスタートし、会計上の収益と税務上の益金との差額及び会計上の原価、費用、損失と税務上の損金との差額を加算又は減算することによって所得金額を誘導的に計算する。

2 加算•減算

別表 4 において当期純利益にプラスすることを「加算」、当期純利益からマイナスすることを「減算」という。

「加算」又は「減算」する項目の中心は「別段の定め」であり、その内容は次の4つのグループに区分されるが、何が「加算」となり、何が「減算」となるかを理解することが重要である。

(1) 益金算入⇨「加算」

会計上収益ではないが、税務上益金の額に算入されるもの

会計上収益に計上していれば問題はないが、収益に計上していなければ企業会計 上の利益にプラスする。

(例) 売上高の計上もれ、引当金の取崩額など

(2) 損金不算入⇨「加算」

会計上原価・費用・損失だが、税務上損金の額に算入されないもの

企業会計上の利益にプラスする。

(例) 交際費、寄附金など

(3) 益金不算入⇨「減算」

会計上収益だが、税務上益金の額に算入されないもの

企業会計上の利益からマイナスする。

(例) 受取配当金、法人税の還付金など

(4) 損金算入⇨「減算」

会計上原価・費用・損失ではないが、税務上損金の額に算入されるもの

企業会計上の利益からマイナスする。

(例) 売上原価計上もれ、所得の特別控除など



(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税 引 前 当 期 純 利 益 10,

10,000円

法人税、住民税及び事業税

4,000円

当 期 純 利 益

6,000円

(2) 「売上高計上もれ」

1,500円

売上高が会計上収益計上されていないが、法人税法では益金となる。

(3) 「損金経理法人税等」

700円

「損金経理住民税」

300円

「損金経理納税充当金」

2,000円

法人税、住民税及び事業税に含まれ、会計上費用計上しているが、法人税法では損金とならない。

(4) 「受取配当等の益金不算入額」

1,000円

受取配当金を会計上収益計上しているが、法人税法では益金に計上しないことができる。

(5) 「貸倒損失認定損」

3,000円

売掛金の一部は会計上損失計上していないが、法人税法では貸倒損失として損金となる。

【別表4】

	区	分		金	額
	当 期 利	益の客	頁		円
-нп	売 上 高	計上	もれ		
加	損 金 経 3	理 法 人	税等		
	損 金 経	理 住	民 税		
算	損金経理	納税充	当 金		
开	小	計			
減	受取配当等	の益金不	算入額		
原	貸 倒 損	失 認	定損		
异	小	計			·
	所 得	金 額			



【別表4】

	区 分	金額	
	当 期 利 益 の 額	6,000円	⇔税引後当期純利益
+n	売上高計上もれ	1,500	⇔益金算入
加	損金経理法人税等	700	□損金不算入
	損 金 経 理 住 民 税	300	⇔損金不算入
算	損金経理納税充当金	2, 000	⇔損金不算入
异	小計	4, 500	
3-4	受取配当等の益金不算入額	1,000	☆益金不算入
減算	貸 倒 損 失 認 定 損	3, 000	⇔損金算入
异	小計	4, 000	
	所 得 金 額	6, 500	

【解答への道】

- (1) 損益計算書の当期純利益(税引後)を別表4に転記する。
- (2) 法人税法の学習の第一歩は、別表4の記載方法を理解することであり、別表4上の調整項目は、「加算」又は「減算」の2つしかない。したがって、何が「加算」となり、何が「減算」となるのかを的確に判断できるようにしなければならない。

◆トレーニング 問題1

7-2 別表4のフォーム

通常の本試験で使用される別表 4 は簡易形式のもので、実務上使用されるものとは異る。

なお、「区分欄」に記載する加算・減算の科目名の例示は実務上の慣習による科目名 なので、字句の細部にこだわる必要はない。

【別表4】

	区分	金額	
	当 期 利 益 の 額	① 円	□税引後当期純利益
加	損 金 経 理 納 税 充 当 金 損 金 経 理 法 人 税 等 損 金 経 理 住 民 税 損金経理住民税利子割額 減 価 償 却 超 過 額	(益金算入) 及び	
算	役員給与の損金不算入額 交際費等の損金不算入額 売 上 高 計 上 も れ :	(損金不算入)	
	小計	2	
減	納税充当金支出事業税等 受取配当等の益金不算入額 仮 払 寄 附 金 認 定 損 売 上 原 価 計 上 も れ 収用等の所得の特別控除額 ::	(益金不算入) 及び (損金算入)	
	小計	3	
	仮 計	4	⟨¬①+②−③
寄法	附 金 の 損 金 不 算 入 額 人 税 額 控 除 所 得 税 額 等	(加 算) (加 算)	
控	除対象外国法人税額	(加 算)	5
<u> </u>	合 計	6	
	差 引 計	(同 上)	
欠	損金等の当期控除額	△ (減 算) ⑦	
	総 計 所 4 金 額	⑥-⑦ (同 上)	

■ 具体的な記載方法

(1) 当期利益の額

確定決算による損益計算書の税引後当期純利益の金額(法人税、住民税及び事業 税控除後の金額)を転記する。

(2) 仮計

「当期利益の額+加算欄小計-減算欄小計」により算出する。

(3) 仮計以下の欄

次の点に注意すること。

- ① 申告書作成の順序にも関係するため、記載順序が決まっているので、**科目、** 順序共に正確に暗記すること。
- ② 加算を前提とするため、**減算項目**である「欠損金等の当期控除額」**について** は金額の前に△(マイナス)の符号を付すこと。

(注) 1 寄附金の損金不算入額(損金不算入:加算)

法人の支出した寄附金(費用)のうち、全部又は一部が損金に算入されず、 加算されるものである。

2 法人税額控除所得税額等(損金不算入:加算)

法人に対し所得税が課税された場合には、法人税と所得税の二重課税となる ため、一旦、所得税控除前の金額に戻してから、税額控除を行うものである。

3 控除対象外国法人税額(損金不算入:加算)

法人に対し外国税が課税された場合には、法人税と外国税の二重課税となる ため、一旦、外国税控除前の金額に戻してから、税額控除を行うものである。

4 欠損金等の当期控除額(損金算入:減算)

当期前9年以内に生じた欠損金額を当期の所得金額と通算するため、減算するものである。会計上の繰越損失金とは金額的に一致しない。

(4) 合計・差引計・総計

本試験においては、合計・差引計・総計の欄は答案用紙に印刷されていることも あるが、合計・差引計・総計の欄が印刷されていない場合には、各自で記載しなけ ればならない。

記 例

1. 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税 引 前 当 期 純 利 益18,500円法人税、住民税及び事業税6,500円当 期 純 利 益12,000円

(注) 法人税法上の欠損金等の当期控除額1,800円は別表4で減算する。

- 2. 所得金額に関する事項
 - (1) 法人税、住民税及び事業税のうち、期末計上額4,000円は「損金経理納税充当金」として、中間申告法人税1,500円及び中間申告住民税500円は「損金経理法人税等」及び「損金経理住民税」として、それぞれ別表4で加算する。
 - (2) 減価償却費700円が費用計上されているが、法人税法上の減価償却の限度額は400円であり、差額を別表4で「減価償却超過額」として加算する。
 - (3) 受取配当金のうち100円は別表4で「受取配当等の益金不算入額」として減算する。
 - (4) 仮払金経理した広告宣伝費900円は費用計上されていないが、別表4で「仮払広告宣 伝費認定損」として減算する。
 - (5) 寄附金の損金不算入額は300円であり、別表4で加算する。
 - (6) 法人税額控除所得税額等は200円であり、別表4で加算する。

【別表4】

	~ ' 4									
		区			乞	<u> </u>			金	額
	当	期	利	益	0	0	額			円
	損	金	経 珰	! 納	税	充	当	金		
加	損	金	経	理	去	人	税	等		
	損	金	経	理	住		民	税		
算	減	価	償	却	超		過	額		
		1.	\			計	-			
4-6	受	取 配	当 等	の益	金	不算	算 入	額		
減	仮	払 に	な 告	宣伝	責	認	定	損		
算		1.	<u> </u>			計	-			
		仮				計	•			
寄	附	金	の指	金	不	算	入	額		
法	人	税名	頁 控	除所	う	税	額	等		
		合				計				
		差		引		計				
欠	損	金	等 の	当	期	控	除	額		
		総				計				
	所	Í	得	Ź	È	;	額			



【別表4】

		金 額	
	当期利益の額	12,000円	□税引後当期純利益
	損金経理納税充当金	4,000	□損金不算入
加	損金経理法人税等	1,500	⇔損金不算入
	損 金 経 理 住 民 税	500	⇔損金不算入
算	減価償却超過額	300	☆損金不算入 (700円-400円)
	小計	6, 300	(700円 —400円)
減	受取配当等の益金不算入額	100	⇔益金不算入
算	仮払広告宣伝費認定損	900	□損金算入
	小 計	1,000	
	仮計	17, 300	
寄	附金の損金不算入額	300	⇔損金不算入
法	人税額控除所得税額等	200	⇔損金不算入
	合 計	17, 800	
	差 引 計	17, 800	
欠	損金等の当期控除額	△ 1,800	□損金算入
	総計	16, 000	
	所 得 金 額	16, 000	

【解答への道】

法人税法の学習の第一歩は、別表4の記載の仕方を理解することにある。別表4では、常に企業会計上の経理と税務上の取扱いを比較して、加算になるか、減算になるかを考えて調整しなければならない。

◆トレーニング 問題27

●ポイントの確認

● テーマ7 企業利益と課税所得			
1. 具体的な課税所得計算と別表4			
(1) 企業利益を出発点として所得金額を計算する表を ① という。			
(2) ① において、利益に対して所得金額を増やす加算調整として ② が			
あり、利益に対して所得金額を減らす減算調整として ③ がある。			
2. 別表4のフォーム			
(1) ① において、減価償却超過額は ④ 欄に記載し、受取配当等の益金			
不算入額は ⑤ 欄に記載する。			
(2) ① の仮計以下に記入する金額がマイナスである場合には、 ⑥ を付			
して記載する。			
① 別表4 ② 益金算入・損金不算入 ③ 益金不算入・損金算入			
④ 加算 ⑤ 減算 ⑥ Δ			

<メ モ>

<メ モ>

テーマ47 税額計算の仕組み

理論:重要度

計算:重要度 ★★★

これまで、各事業年度の所得に対する法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額 の計算の内容を学習してきた。所得金額が計算されれば、次の段階としてその所得金額を ベースにして、具体的に納付しなければならない法人税の額の計算をすることになる。

このテーマでは、法人税の原則的な税率と別表4により計算した所得金額から納付税額 までを算定する計算表である別表1(各事業年度の所得に係る申告書)のフォームを学習 する。

このテーマの学習内容

テーマ番号		学	習	内	容	年内完結•速修	年内上級講義
47- 1	税率					No.1第2回	No.1第1回
47-2	別表 1 のフ	オーム				No.1第2回	No.1第1回

47-1 税率

■ 税率の区分 (法66①②等)

普通法人に対する税率は、期末資本金の額によって次のように区分される。

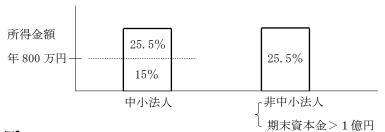
法人区分		税率				
期末資本金 1億円以下	中小法人	所得金額のうち 年800万円以下の金額(千円未満切捨) 年800万円を超える金額(千円未満切捨)	15% 25. 5%			
期末資本金	非中小法人1億円超	所得金額(千円未満切捨)	25. 5%			

(注) 中小法人・非中小法人

期末資本金1億円以下の法人で、大法人(資本金5億円以上の法人等)による完全支配関係(100%の支配関係をいう。)があるものを非中小法人、それ以外を中小法人という。

なお、期末資本金の額が1億円以下で「当社の株主は全て個人である」や「当社の株主には法人株主はいない」とあれば、上記15%の軽減税率を使用すればよい。

【図 解】税率の適用関係



【具体例】

当期の所得の金額 30,340,616円

- (1) 当社(株主は全て個人)の期末資本金の額が1億円の場合
 - ① 年800万円相当額 8,000,000円×15%=1,200,000円
 - ② 年800万円超過額 22,340,000円(千円未満切捨)×25.5%=5,696,700円
 - ③ ①+②=6,896,700円
- (2) 当社の期末資本金の額が2億円の場合30,340,000円(千円未満切捨)×25.5%=7,736,700円

一設 例

別表4の所得金額は、45,387,500円である。

〈ケース1〉

期末資本金1億円(株主は全て個人)の場合

	<u> </u>	分	金	額
所	得 金	額		円
内	年800万円相	当額①		
訳	年800万円超	過額②		
税	①× () %		
	②× () %		
額	法人税	額		

〈ケース2〉

期末資本金2億円の場合

	<u> </u>		分	金	額
所	得	金	額		円
戸	斤得金額	1			
税	①× () %		
額	法	人 税	額		



〈ケース1〉

期末資本金1億円(株主は全て個人)の場合

	<u> </u>		分	金	額
所	得	金	額	45, 38	7,500円
内	年8007	7円相	当額①	8,00	0,000
訳	年800万	7円超油	過額②	37, 38	7,000
税	①× (15) %	1, 20	0,000
	②× (25.5) %	9, 53	3, 685
額	法	人 税	額	10, 73	3, 685

〈ケース2〉

期末資本金2億円の場合

	₹		分	金	額
所	得	金	額	45, 38	7,500円
月	行得金額	1		45, 38	7,000
税	①× (25. 5) %	11, 57	3, 685
額	法	人 税	額	11, 57	3, 685

【解答への道】

- (1) **〈ケース 1〉**では、期末資本金が 1 億円であり、株主は全て個人のため、中小法人に該当し所得金額45,387,500円を、8,000,000円と45,387,500円-8,000,000円=37,387,500円に分ける必要がある。
- (2) 〈ケース2〉では、当社の期末資本金が2億円であるため、所得金額を分ける必要はない。
- (3) 所得金額はいずれも千円未満の端数切捨となる。



47-2 別表1のフォーム

別表1のフォームは次のとおりであり、段階的に納付税額を算出する仕組みになっている。各欄の働きは次のようになる。

【別表1】

	区		分		金	額	
Ē	所 得	金	額			円	⇔ 別表4最終値
同上の	年 800万 (千円未	· 円 相 当 ·満切捨)	額	1			▶記得の区へ
内訳	年 800万 (千円未	· 円 超 過 ·満切捨)	 額	2			〉> 所得の区分
税	①	× 15%			_	ſ	
額の計	2	× 25. 5°	%		ī	1	
計算	法	人 和	Ž 1	額	イー	 	
工を	研究費(ルギー(機械装置者給与等支給	の特別	控除	額	《控	除》	租税特別措置法 >による法人税額 の特別控除額
Ž	善引 法	人 税	額				
課	税留保金額	に対す	る税額		《加	算》	> 特別税額
ä	去 人 ネ	说 額	計				
控 控	除 除 外		税 額税 額		《控	除》	│ ├> 控除税額
Ž	差引所得に対 (百円未	する法人 満切捨)	、税額				
中	間申告分	の法丿	税 額		《控	除》	
Ż	生 引 確 定	法人	税額				

■ 具体的な記載方法

(1) 法人税額の特別控除額

産業政策や経済政策のため、租税特別措置法において特別に設けられた税額控除制度で、主なものは次のとおりである。なお、これらについては、記載順序が決まっていないため、別表1への記載は順不同である。

- ① 試験研究費の特別控除(措法42の4等)
- ② エネルギーの特別控除(措法42の5)
- ③ 特定機械装置等の特別控除(措法42の6)
- ④ 雇用者給与等支給額増加の特別控除(措法42の12の4)

(2) 特別税額

法人税額に加算されるもので、次のものがある。

- ① 特定同族会社の特別税率 (課税留保金額に対する税額) (法67)
- ② 使途秘匿金に対する課税の特例(措法62)

(3) 控除税額

同一所得に対する二重課税を排除するための制度であり、次のものがある。

- ① 所得税額控除(法68) 別表4において加算した金額と同額を記載する。
- ② 外国税額控除(法69) 別表4において加算した金額と基本的に同額を記載する。
- ③ 仮装経理に伴う税額控除(法70)

(4) 差引所得に対する法人税額

ここで百円未満の端数があれば切り捨てる。

(5) 中間申告分の法人税額

当期分の法人税の前払いである中間申告分の法人税を精算する意味で、差引所得に対する法人税額から控除され、控除しきれないときは還付される(法79)。

なお、別表4において加算した金額と同額を記載する。

留意点 別表4か6別表1への転記

別表4から別表1へ同じ金額が転記されるものは次のとおりである。

- (1) 損金経理法人税等と中間申告分の法人税額
- (2) 法人税額控除所得税額等と控除所得税額
- (3) 控除対象外国法人税額と控除外国税額(同じ金額が控除できないこともある。)

【別表4】

区 分 金 会社計上当期純利益 1,300 加 損金経理法人税等 (1) 200 算 減 算 計 1,500 仮 寄附金の損金不算入額 300 法人税額控除所得税額等 (2) 150 控除対象外国法人税額 (3) 50 合計・差引計・総計 2,000 所得金額 2,000

【別表1】

	区			1.	分	金	<u>.</u>	額
所 得 金 額						2,	000	
税額	所	得		金	額		2,	000
計算	同上	:の金	念額〉	× 25	5.5%			510
法		人	秭	ź	額			510
差	引	法	人	税	類			510
法	人	移	Ź	額	計			510
±	空除	所	得	税	額	(2	2)	150
打	空除	外	国	税	額	(;	3)	50
差引	l所得 (百	に対 円未						310
中	間申	告分	の法	人和	党額	(1)	200
差	引確	[定	法	人利	党 額			110

<メ モ>

	設	例
•		

(1) 期末資本金額 10,000,000円

(2) 株主は全て個人

(3) 当期の所得金額 276,919,870円

(4) 試験研究費の特別控除額 1,851,000円

(5) 法人税額から控除する所得税額 620,370円

(6) 当期の中間申告分法人税額 35,000,000円

.....

【別表1】

所 得 金 額 円 内 年 800万円相当額 ① 訳 年 800万円超過額 ② 税 ①×()% ②×()% 額 法 人 税 額 計験研究費の特別控除額 ② 課税留保金額に対する税額 0 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位 位		区	分	ì	金	額	計算過程	(単位:円)
訳 年800万円超過額 ② 税 ①× () % ②× () % 額 法人税額 試験研究費の特別控除額 課税留保金額に対する税額 0 0 控除所得税額 位 中間申告分の法人税額 0	戸	斤 得	金	額		円		
税 ①×()% ②×()% 法人税額 法人税額 試験研究費の特別控除額 課税留保金額に対する税額 0 控除所得税額 () 中間申告分の法人税額 ()	内	年 800万	円相当額	1				
②×()% 法 人 税 額	訳	年 800万	円超過額	2				
 額 法 人 税 額 試験研究費の特別控除額 課税留保金額に対する税額 控除所得税額 中間申告分の法人税額 	税	①× ()	%				
試験研究費の特別控除額		②× ()	%				
課税留保金額に対する税額 0 控除所得税額 () 中間申告分の法人税額	額	法	八税	額				
控除所得税額 中間申告分の法人税額		試験研究費の	の特別控例	₹額				
控除所得税額 中間申告分の法人税額								
中間申告分の法人税額	割	果税留保金額	に対する	脱額		0		
中間申告分の法人税額								
		控 除 所	得税	質				
羊 引 確 完 注 人 珆 頞	F	中間申告分	の法人和					
左 汀惟 足 仏 八 炕 帜	쿨	善引 確 定	法人税	額				



【別	丰	1	٦
יתו	ハン	- 1	

しかりる	又 I 】					
	区		分	金	額	計算過程(単位:円)
Ē	听 得	金	額	276, 919	9,870円	
内	年 800万	可相当额	1	8, 000), 000	⟨□千円未満切捨
訳	年 800万	可超過額	(2)	268, 919	9, 000	⟨□千円未満切捨
税	①× (15)	%	1, 200), 000	
	②× (25.5)	%	68, 574	1, 345	
額	法	人税	額	69, 774	1, 345	
	試験研究費	の特別控	除額	1, 85	1,000	
	(差 引 法	人 税	額)	67, 923	3, 345	
Ī	果税留保金額	原に対する	税額		0	
	(法 人 ;	税 額	計)	67, 923	3, 345	
	控 除 所	得 税	額	620), 370	
(2	差引所得に対 (百円未	けする法 <i>月</i> (満切捨)	税額	67, 302	2, 900	፟ 百円未満切捨
E	中間申告分	の法人	税額	35, 000), 000	
ź	差引確定	法人	税 額	32, 302	2, 900	

◆トレーニング 問題8-10

【別表1】(別表1の記載形式にはいろいろなパターンがある。)

【別女 1 (別女 1 のに戦力がくにないのいのないが マガーののの。)								
	区	5	i)	税率	金	額	計算過程(単位:円)	
	所 得	金	額	%	276, 919	,870円		
税額計算	(2) 年	8,000		15 25. 5	1, 200 68, 574			
		法人税	.額		69, 774	, 345		
	試験研	究費の特	寺別控除	額	1, 851	, 000		
	旁	色引法人	税額		67, 923	, 345		
1	果税留保	保金額に	対する種	说額		0		
	;	法人税额	頂計		67, 923	, 345		
控除所得税額					620	, 370		
差引所得に対する法人税額 (百円未満切捨)					67, 302	, 900		
中間申告分の法人税額					35, 000	, 000		
	差引	確定法	人税額		32, 302	, 900		

【解答への道】

別表1のフォームと各欄の記載場所は正確に暗記すること。

●ポイントの確認

● テーマ47 税額計算の仕組み
1. 税 率
普通法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の税率は、中小法人につ
いては所得金額のうち ① までの部分については ② 、それを超える部
分については ③ であり、中小法人以外の法人については ④ である。
2. 別表1のフォーム
(1) 所得金額を出発点として法人税額を計算する表を ⑤ という。
(2) ⑤ において、法人税額から租税特別措置法の特別控除額を控除した後の
金額を⑥という。
(3) ⑤ において、中間申告分の法人税額を控除する直前の、百円未満切捨を
行う欄の金額を⑦しいう。
① 年800万円 ② 15% ③ 25.5% ④ 25.5%
⑤ 別表 1 ⑥ 差引法人税額 ⑦ 差引所得に対する法人税額

テーマ14 減価償却(普通償却)

理論:重要度 ★★★ 計算:重要度 ★★★

法人税における減価償却も費用配分を目的としていることは企業会計と同様である。し かし、減価償却は、法人の内部計算という性格上恣意性の介入が避けがたいので、法人税 では課税の公平の見地から、減価償却について取得価額、耐用年数、残存価額及び償却方 法を法定し、これに基づいて計算される減価償却の最高限度額(これを「償却限度額」と いう。)の枠内で損金の額に算入することにしている。

したがって、法人が計上した減価償却費のうち償却限度額をオーバーする部分の金額 (これを「償却超過額」という。)は損金の額に算入されず、別表4において加算される ことになる。

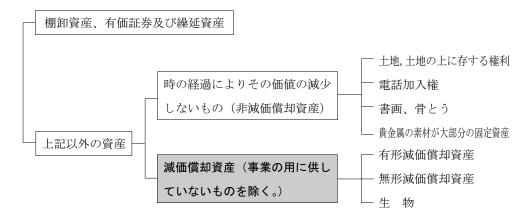
このテーマの学習内容

テーマ番号	学 習 内 容	年内完結•速修	年内上級講義
14- 1	減価償却資産の意義及び範囲	No.1第2回	No.1第1回
14-2	減価償却費の損金算入	No.1第2回	No.1第1回
14 2	//東京は「大学の世界」	No.1第3回	№.1第2回
14-3	償却限度額の計算	No.1第2回	No. 1 第 1 回
14 0		No.1第3回	NO. 1 35 1 EJ
14-4	グルーピング	No.1第3回	No.1第2回
14-5	償却費として損金経理した金額	No.1第3回	№.1第2回
14-6	少額の減価償却資産の損金算入	No.1第4回	№.1第2回
14-7	一括償却資産の損金算入	No.1第4回	No.1第2回
14-8	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入	No.1第4回	№.1第2回
14-9	残存価額と償却可能限度額	No.1第4回	No.1第2回
14-10	取得価額	№.4第8回	No.4第7回
14-11	增加償却	№.4第8回	No.4第7回
14-12	耐用年数	No.4第9回	No.4第7回
14-13	耐用年数の短縮等	No.5第1回	No.5第1回
14-14	資本的支出と修繕費	No.5第1回	№.5第1回

14-1 減価償却資産の意義及び範囲

1 減価償却資産の意義(法2二十三、令13)

棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべきものとして一定 のもの(事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないも のを除く)



2 減価償却資産の具体的な範囲 (令13)

有形減価償却資産		無形減価償却資産		生	物	
1	建物、建物附属設備	① 特許権	1	牛	馬	等
2	構築物	② ソフトウエア	2	果	樹	等
3	機械及び装置	③ 営業権				
4	船舶	④ 電気ガス供給施設利用権				
(5)	航 空 機	⑤ 熱供給施設利用権				
6	車両及び運搬具	⑥ 水道施設利用権				
7	工具、器具及び備品	⑦ その他一定のもの				

14-2 減価償却費の損金算入

法人税法では、減価償却費は、償却費として損金経理(法人がその確定した決算にお いて費用又は損失として経理することをいう。)した場合に、はじめて損金の額に算入 される。

したがって、法人が決算において減価償却費を計上しないで、別表4においてその分 を減算して損金の額に算入するということは認められない。

これは、減価償却の内部計算という性格からくる恣意性を排除するためである。

損金算入(法31①)

(2) 具体的な計算

- (1) 損金算入される金額

損金経理償却費-償却限度額={ (+) 減価償却超過額(加算)

- (一) 償却不足額 ⇒原則処理なし

(注) 償却不足額の場合

償却費として損金経理をした金額の範囲内で損金算入することにしている ため、償却不足額(法人が計上した減価償却費が償却限度額を下回る部分の 金額をいう。) については原則的には処理しない。

【具体例】

〈ケース1〉損金経理償却費100、償却限度額80 100-80=20…減価償却超過額(加算)

〈ケース2〉損金経理償却費100、償却限度額120 100-120=△20…処理なし

資産評価及び償却費等



〈ケース1〉償却超過の場合

損金経理償却費 140 償却限度額 100

〈ケース2〉償却不足の場合

損金経理償却費 80 償却限度額 100

解 説

〈ケース1〉償却超過の場合

140-100=40…減価償却超過額(加算)

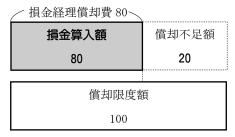
損金経理償却費 140 **損金算入額 億却超過額 (加算)** 40 **億 40 億 6 100 6 6 100 100**

- ※ 理論的な考え方(損金算入額)
- イ 損金経理償却費 140
- 口 償 却 限 度 額 100

}少 ∴100

〈ケース2〉償却不足の場合

80-100=△20…処理なし



※ 理論的な考え方(損金算入額)

イ 損金経理償却費 80 □ 償 却 限 度 額 100 }少 ∴80

【解答への道】

- (1) 償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額を超える部分は損金不算入として別表4で加算される。
- (2) 償却費として損金経理した金額が償却限度額に満たない場合には、その償却不足額について税務調整はない。

計算パターン

減価償却に関する別表4の調整は次のようになる。

[[](−)償却不足額 🖒 原則として処理なし

14-3 償却限度額の計算

本来、減価償却はそれぞれの法人の見積計算によるべきであるが、それは同時に法人の恣意性が介入する余地を与えることにもつながるため、法人税法では、課税の公平を図るために償却限度額の計算要素を法定化している。



1 取得価額(令54)

法人税法においては、取得原価主義に基づきながら、取得の態様に応じて減価償却 資産の取得価額を規定している。

主な取得態様	取得価額に算入する金額
	(1) 購入代価
購入	(2) 購入費用
一	(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税等)
	(3) 事業供用費用 (試運転費等)
受贈、交換等	(1) 取得時の時価
又短、父揆守	(2) 事業供用費用

【具体例】

〈ケース1〉建物A

購入代価 2,300 円、購入手数料 150 円及び事業供用費用 140 円の合計額を建物Aの取 得価額として資産計上している。

⇒建物Aの取得価額…2,300円+150円+140円=2,590円

〈ケース2〉機械B

購入代価 700 円及び引取運賃 20 円の合計額を機械Bの取得価額として資産計上しており、事業供用費用 50 円は当期の費用に計上している。

⇒機械Bの取得価額…700円+20円+50円=770円

償却限度額の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額は「税務上の取得価額」であるため、会計上、付随費用を費用計上していても、税務上は取得価額を構成するものとして計算する。この場合の調整方法は後日学習する。

2 耐用年数 (令56)

減価償却資産の細目ごとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の別表第一から別表第八までに掲げられている。

本試験の計算問題においては資料に与えられるため、覚える必要はない。

3 残存価額 (令56)

(1) 平成19年3月31日以前取得

- (1) 平成19年3月31日以前取得の減価償却資産の残存価額は、減価償却資産の耐用年 数等に関する省令別表第九により、一律に定められている。
- (2) 平成19年4月1日以後取得の減価償却資産の残存価額はない。
- ① 主な有形減価償却資産 …… 取得価額の10%
 - ② 無形減価償却資産 ······· O
- (2) 平成19年4月1日以後取得 ······ O

4 償却方法

本試験において重要性の高い「旧定額法」「旧定率法」「定額法」及び「定率法」 を学習する。

- (1) 平成19年3月31日以前取得
 - ① 旧定額法 (令48①-イ(1))
 - イ 有形減価償却資産… 償却限度額 = (取得価額-残存価額)×法定償却率

(= 取得価額 × 0.9 × 法定償却率)

- 口 無形減価償却資産… 償却限度額 = 取得価額 × 法定償却率
- ② 旧定率法 (令48①一イ(2))

償却限度額 = 期首帳簿価額 × 法定償却率

- (2) 平成19年4月1日以後取得
 - ① 定額法 (令48の2①一)

償却限度額 = 取得価額×法定償却率

- ② 定率法 (令48の2①ニロ)
 - イ 期首帳簿価額 × 法定償却率
 - ロ 取得価額 × 保証率 ⇒ 償却保証額という。

ハ イ≧ロの場合 ⇨ 償却限度額 = **イの金額** ハ イ<ロの場合 ⇨ 償却限度額 = **改定取得価額 × 改定償却率**

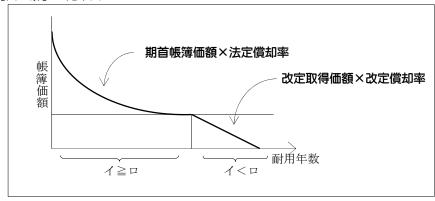
(注) 1 改定取得価額

上記ロの金額が多くなった事業年度における期首帳簿価額をいう。

2 上記口の金額が多くなった事業年度の翌事業年度以後

「改定取得価額×改定償却率」により償却限度額を計算する。

【図解】 定率法



3 200%定率法と250%定率法

定率法については、その取得日により、適用する償却率等が異なる。

- ① 平成24年3月31日以前取得…250%定率法
- ② 平成24年4月1日以後取得…200%定率法

【具体例】

定率法(平成19年4月1日~平成24年3月31日取得分)の償却率、改定償却率 及び保証率の表

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
4	0. 625	1. 000	0. 05274
5	0. 500	1. 000	0. 06249

定率法(平成24年4月1日以後取得分)の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐用年数	償却率	改定償却率	保証率
4	0. 500	1. 000	0. 12499
5	0. 400	0. 500	0. 10800

(3) 各償却方法の具体的計算

【具体例】備品、取得価額 2,000、法定耐用年数 8年

〈ケース1〉旧定額法(償却率0.125)

 $2,000\times0.9\times0.125=225$

1	年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	残存
2	225	225	225	225	225	225	225	225	200

〈ケース2〉旧定率法(償却率 0.250)

- (1) 1年目(取得事業年度)
 - $2,000\times0.250=500$
- (2) 2年目 (期首帳簿価額 2,000-500=1,500)
 - $1,500\times0.250=375$
- (3) 3年目 (期首帳簿価額 1,500-375=1,125)
 - $1,125\times0.250=281$

:

(6) 8年目 (期首帳簿価額 268)

 $268 \times 0.250 = 67$

÷

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	残存※
500	375	281	211	158	118	89	67	201

[※] 端数処理の関係で、201円となっている。

資産評価及び償却費等

〈ケース3〉定額法(償却率0.125)

 $2,000\times0.125=250$

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
250	250	250	250	250	250	250	249※

※ 有形減価償却資産の場合には、帳簿価額を1円残すことになる(後日学習)。

〈ケース4〉定率法(償却率 0.313、改定償却率 0.334、保証率 0.05111)

- (1) 1年目(取得事業年度)
 - ① $2,000\times0.313=626$
 - $2,000\times0.05111=102$
 - ③ ①≧② ∴ 626
- (2) 2年目 (期首帳簿価額 2,000-626=1,374)
 - ① $1,374\times0.313=430$
 - ② $2,000\times0.05111=102$
 - ③ ①≧② ∴ 430

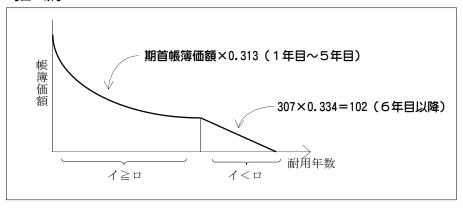
:

- (6) 6年目 (期首帳簿価額 307)
 - ① $307 \times 0.313 = 96$
 - ② $2,000\times0.05111=102$
 - ③ ①<② \therefore 307×0.334=102

:

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
626	430	295	203	139	102	102	102

【図 解】



(4) 償却率

償却率は、それぞれの方法について耐用年数省令に掲げられているものを使用する。

本試験の計算問題においては資料に与えられるため、覚える必要はない。

5 償却方法の選定等(令48、令48の2)

主な償却方法は、その取得日に応じ、次のようになる。

	取得日	平成10年3月31日以前	平成10年4月1日	平成19年4月1日以後
区	分	平成10年3月31日以前	~平成19年3月31日	平成19年4月1日以後
有	建物	旧定額法 又は 旧定率法(法定)	旧定額法のみ	定額法のみ
形	建物以外	旧定額法 又は 旧定率法	(法定)	定額法 又は 定率法 (法定)
無	形	旧定額法0	りみ	定額法のみ

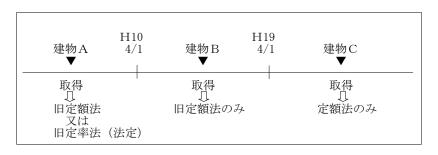
(注) 1 法定償却方法

償却方法を選定しなかった場合には法定償却方法(上記(法定))により 計算する。

2 選定単位

償却方法は資産の種類(機械装置・器具備品など)ごとに選定できる。

【図 解】 建物の償却方法



6 定率法及び旧定率法の場合の期首帳簿価額

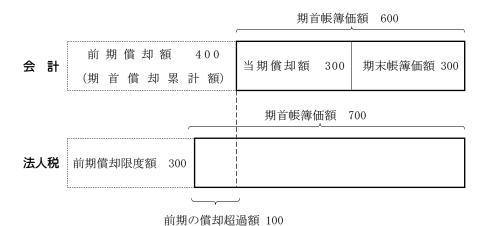
定率法及び旧定率法により償却限度額を計算する際の「期首帳簿価額」とは「法 人税法上の期首帳簿価額」であり、次の(1)~(3)のいずれかの方法により算出する。

- (1) 会計上の期首帳簿価額 + 繰越償却超過額
- (2) (会計上の期末帳簿価額+当期償却額) + 繰越償却超過額
- (3) (取得価額-期首償却累計額) + 繰越償却超過額

【具体例】

取得価額 1,000 (前期に取得)、前期の償却限度額 300

〈ケース1〉会計上の前期償却額が400の場合(繰越償却超過額が100ある場合)



<法人税法上の期首帳簿価額>

- (1) 会計上の期首帳簿価額 + 繰越償却超過額
 - $\rightarrow 600 + 100 = 700$
- (2) (会計上の期末帳簿価額+当期償却額) + 繰越償却超過額
 - \rightarrow (300+300) +100=700
- (3) (取得価額-期首償却累計額) + 繰越償却超過額
 - \rightarrow (1,000-400) +100=700

〈ケース2〉会計上の前期償却額が200の場合(償却不足額が100ある場合)

期首帳簿価額 800
会 計 前期償却額 200 当期償却額 400 期末帳簿価額 400 期末帳簿価額 400 期前帳簿価額 800

法人税 前期損金算入額 200

- ※ 償却限度額は300であるが、会計上の償却額が200であり、100は損金経理要件を満たしていないため、法人税法上の損金算入額は200となる。
- <法人税法上の期首帳簿価額>
 - (1) 会計上の期首帳簿価額
 - \rightarrow 800
 - (2) (会計上の期末帳簿価額+当期償却額)
 - $\rightarrow 400 + 400 = 800$
 - (3) 取得価額-期首償却累計額
 - \rightarrow 1,000-200=800

留意点 定額法及び旧定額法の場合の償却超過額

定額法及び旧定額法は「取得価額」を基礎に計算するため、繰越償却超過額が あったとしても、その償却限度額の計算方法は変わらない。

(1) 旧定額法

① 有形…償却限度額= 取得価額 × 0.9×法定償却率

② 無形…償却限度額= 取得価額 ×法定償却率

(2) 定額法
償却限度額 = 取得価額 ×法定償却

部 例

(1) 資産等の明細

種	類	取	得	価	額	当期償却額	期末帳簿価額	耐用年数	償却方法
建	物		10	, 00	0円	600円	5,450円	15年	旧定額法
構領	&物		2	, 00	0	200	800	20	旧定率法
器具	備品		18	, 00	0	4, 000	9, 500	10	定率法
特計	午権		5	, 00	0	600	3, 150	8	定額法

- (注)1 建物には前期以前の償却超過額が 150円ある。
 - 2 構築物には前期以前の償却不足額が 320円ある。
 - 3 器具備品は平成24年3月以前に取得したものであり、前期以前の償却超過額が 2,250円ある。
- (2) 償却率 (定率法は250%定率法の償却率等)

耐	用	年	数	8年	10年	15年	20年
旧	定	額	法	0. 125	0.100	0.066	0.050
旧	定	率	法	0. 250	0. 206	0. 142	0. 109
定	客	頁	法	0. 125	0. 100	0.067	0.050
定	償	却	率	0. 313	0. 250	0. 167	0. 125
率	改员	官償:	却率	0. 334	0. 334	0. 200	0. 143
法	保	証	率	0. 05111	0. 04448	0. 03217	0. 02517

多解 説

- (1) 建物
 - ① 償却限度額 10,000円×0.9×0.066=594円
 - ② 償却超過額 600円-594円=6円…建物減価償却超過額(加算)
- (2) 構築物
 - ① 償却限度額 (800円+200円) ×0.109=109円
 - ② 償却超過額 200円-109円=91円…構築物減価償却超過額(加算)

- (3) 器具備品
 - ① 償却限度額

イ (4,000円+9,500円+2,250円) × 0.250=3,937円

口 18,000円×0.04448=800円

ハ イ≧ロ ∴ 3,937円

② 償却超過額

4,000円-3,937円=63円…器具備品減価償却超過額(加算)

- (4) 特許権
 - ① 償却限度額

5,000円×0.125=625円

② 償却超過額

600円-625円=△25円…処理なし

【解答への道】

(1) 旧定率法及び定率法は、「税務上の期首帳簿価額」を基礎として計算するが、「税務上の期首帳簿価額」は次の算式により算出される。

税務上の期首帳簿価額= {(期末帳簿価額+当期償却額)+繰越償却超過額}

- (2) 旧定額法及び定額法は、取得価額を基礎として計算するため、繰越償却超過額は償却限度額の計算には影響しない。
- (3) 繰越償却不足額は償却限度額の計算には影響しない。

◆トレーニング 問題11-15

プラスα 償却方法の選定の特例

平成19年3月31日以前取得の減価償却資産(以下「旧償却方法適用資産」 という。)と同一の区分に属する減価償却資産を平成19年4月1日以後に取 得し、償却方法の選定の届出をしていないときは、その旧償却方法適用資産 につき選定した次に掲げる償却方法の区分に応じそれぞれに定める償却方法 を選定したものとみなす。

- イ 旧定額法……定額法
- 口 旧定率法……定率法

【具体例】

平成19年3月31日以前に取得した器具備品につき旧定額法により償却し ている場合において、平成19年4月1日以後に器具備品を取得したとき

- □ 償却方法の届出を行うことができる。 □ 届出を行わないときは、法定償却方法の定率法ではなく、平成19年 3月31日以前に取得した器具備品と同じ定額法により償却することと なる。

●ポイントの確認

● テーマ14 減価償却(普通償却)									
(1) 土地は、 ① ため減価償却資産に該当しない。									
(2) 平成19年3月31日以前に取得された有形減価償却資産の残存価額は ② で									
あり、無形減価償却資産及び平成19年4月1日以後に取得された有形減価償却資									
産の残存価額は ③ である。									
(3) 旧定額法と定額法の計算式の相違点は、 ④ である。									
(4) 旧定率法と定率法の計算式の相違点は、 ⑤ である。									
(5) 平成19年3月31日以前に取得をされた器具備品の法定償却方法は ⑥ 、									
平成19年4月1日以後に取得をされた器具備品の法定償却方法は ⑦ である。									
(6) 平成10年3月31日以前に取得し、事業の用に供した建物の法定償却方法は									
⑧である。									
(7) 定率法の計算上、繰越 ⑨ 額がある場合には期首簿価に加算する。									
(8) ⑩ 以後取得の定率法適用資産は200%定率法を適用する。									
① 時の経過によりその価値が減少しない ② 取得価額の10% ③ 0									
④ 残存価額を控除するか否か ⑤ 償却保証額との比較を行うか否か									
⑥ 旧定率法 ⑦ 定率法 ⑧ 旧定率法 ⑨ 償却超過 ⑩ 平成24年4月1日									



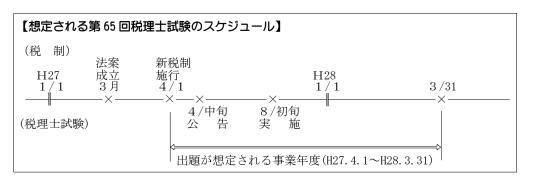
第65回税理士試験(法人税法)で想定されるスケジュール

税制改正法案は、例年、3月に成立し、原則として4月1日から新たな税制が施行される。 一方、税理士試験は、例年、4月中旬に日時及び場所等が官報に公告され、解答に当たり適

一方、税理士試験は、例年、4月中旬に日時及び場所等が官報に公告され、解答に当たり適用すべき法令は、公告日現在施行のものとされる。

つまり、税理士試験公告時には新たな税制が施行されており、その年に改正された新たな税制を前提として出題されるため、法人税法(特に計算問題)では、その年4月1日から翌年3月31日までの1年間の事業年度を対象として出題されることが多い。

したがって、第65回税理士試験は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間の 事業年度を対象として出題されることが想定される。



なお、税制改正が上記のスケジュールどおりに進まないことや、規定によって時期をずらして施行するものもあるが、このような場合には、公告にしたがって判断し、公告日現在に施行されていないものは出題されないものと考えられる。

<メ モ>

14-3 償却限度額の計算

耐用年数省令に掲げる償却率は、一事業年度の事業供用を前提としているため、事業年度の中途において事業供用した減価償却資産(営業権を除く。)に係る償却限度額の計算は、月数按分が必要となる。

■ 期中に事業供用した資産の償却限度額 (令59)

その事業年度全期間 供用日から期末までの月数 償却限度額= ×

の償却限度額

事業年度の月数

(注) 1 1月未満の端数(令59②)

月数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 取得日と事業供用日

取得日と事業供用日は必ずしも同一ではないため、注意が必要である。

3 営業権

営業権は、事業年度の途中において事業供用した場合でも月数按分を行わない。(5年均等償却)

部 例

(1) 当期末における減価償却資産に関する事項は次のとおりである。

種	類	取	得	価	額	当期償却額	期末帳簿価額	耐用年数	事業供用日
建	物		20	, 000	0円	1,000円	19,000円	20年	当期の7月14日
機械	装置		1	, 800	0円	700円	1,100円	8年	当期の10月7日
営業	き 権		10	, 000	0円	2,500円	7,500円	5年	当期の11月5日

- (注) 当社は、減価償却資産の償却方法を選定していない。
 - (2) 償却率

耐	用年	三 数	(5年	8年	20年
定	額		法	0. 200	0. 125	0.050
0000/	償	却	率	0. 400	0. 250	0. 100
200% 定率法	改定	償却	率	0.500	0. 334	0. 112
上 华伝	保	証	率	0. 10800	0. 07909	0. 03486



- (1) 建物
 - ① 償却限度額

$$20,000$$
円× 0.050 × $\frac{9}{12}$ =750円

② 償却超過額

1,000円-750円=250円…建物減価償却超過額(加算)

- (2) 機械装置
 - ① 償却限度額

イ 1,800円×0.250=450円

口 1,800円×0.07909=142円

ハ イ≧ロ ∴ 450円

 $= 450 \text{ H} \times \frac{6}{12} = 225 \text{ H}$

② 償却超過額

700円-225円=475円…機械装置減価償却超過額(加算)

- (3) 営業権
 - ① 償却限度額

10,000円×0.200=2,000円

② 償却超過額

2,500円-2,000円=500円…営業権減価償却超過額(加算)

【解答への道】

建物及び機械装置の償却限度額は月数按分が必要となるが、営業権については、月数按分は行わない。

◆トレーニング 問題16

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結・速修 問題 1 ~ 6 年内上級講義 問題 1 ~ 16

問題編

- ※ 解答上の留意点
- (1) 問題文中の「当期」とは、特に指示がある場合を除き、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間」をいいます。
- (2) 問題に表示されている目標時間は、繰返し解答する上での最終的な目標時間と考えてください。

問題 1 別表 4 (1)(シートあり)

基礎-◎3分-

次の資料により、当社の当期における課税標準である所得の金額を求めなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益170,000,000円法人税、住民税及び事業税50,000,000円当期純利益120,000,000円

(2) 会計上収益計上されていないが、法人税法では益金となるもの

売上高計上もれ 540,400円

(3) 会計上費用計上しているが、法人税法では損金とならないもの

交際費等の損金不算入額1,200,000円損金経理納税充当金22,000,000円損金経理法人税等10,800,000円損金経理住民税3,900,000円

(4) 会計上収益計上しているが、法人税法では益金にならないもの

受取配当等の益金不算入額 84,000円

(5) 会計上原価計上していないが、法人税法では損金となるもの 売上原価計上もれ 307,000円

問題2 │別表4(2)(シートあり)



次の資料により、当社の当期における課税標準である所得の金額を求めなさい。

- (1) 費用に計上した納税充当金繰入額35,000,000円は、別表4で加算される。
- (2) 費用に計上した金額のうち次のものは、別表4で加算される。

① 中間申告分法人税 23,000,000円

② 中間申告分住民税 8,300,000円

- (3) 納税充当金を取崩して支払った前期確定分事業税7,500,000円は、別表4で減算される。
- (4) かねてより保有している株式につき、受け取った配当金は 3,000,000円であり、これについて 課された所得税は600,000円である。会社決算上は次のように処理しているが、受取配当金は別表4で減算され、課された所得税は別表4で加算される。

(現 金) 3,000,000円 (受取配当金) 3,000,000円

(租税公課) 600,000円 (現 金) 600,000円

- (5) 外国支店において課された外国法人税額100,000円は、別表4で加算される。
- (6) 費用に計上した寄附金2,000,000円のうち253,400円は、別表4で加算される。
- (7) 当期の売上に計上すべき5,000,000円が計上されていないため、別表4で加算される。
- (8) 当期の売上原価に計上すべき2,500,000円が計上されていないため、別表4で減算される。
- (9) 欠損金等の当期控除額1,000,000円は、別表4で減算される。

問題3 │別表4 (3)(シートあり)

基礎-◎ 4分-

次の資料により、当社の当期における課税標準である所得の金額を求めなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益 23,270,650円

法人税、住民税及び事業税 10,300,000円

当期純利益 12,970,650円

- (2) 費用に計上した納税充当金繰入額7,000,000円は、法人税法上損金の額に算入されないため、 別表4で加算される。
- (3) 費用に計上した中間申告分の法人税2,000,000円、中間申告分の住民税600,000円は、法人税法 上損金の額に算入されないため、別表4で加算される。
- (4) 営業外収益に計上されている受取配当金320,000円は、法人税法上益金の額に算入されないため、別表4で減算される。
- (5) 受取配当金について源泉徴収された税額控除される所得税64,000円は、営業外費用に計上されているが、法人税法上損金の額に算入されないため、別表4で加算される。
- (6) 寄附金の損金不算入額が100,000円あり、別表4で加算される。

問題4 | 別表4(4)(シートあり)

<u>基礎</u>

- 🕅 8分-

株式会社T商事の決算が株主総会で承認され、この決算に基づいて法人税の申告をするためには、 次の事項を調整しなければならない。別表4への記入を行いなさい。

(1) 事業年度 平成27年4月1日~平成28年3月31日

(2) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益 63,350,000円

法人税、住民税及び事業税 30,000,000円

当期純利益 33,350,000円

(3) 費用計上した納税充当金繰入額15,000,000円は、税務上の損金の額に算入されないため、別表 4 で加算される。

(4) 費用計上されている金額には次の損金不算入額があるため、別表4で加算される。

中間申告分法人税 10,000,000円

中間申告分住民税 1,800,000円

印紙税の過怠税 130,000円

- (5) 前期確定申告分事業税3,460,000円は、納税充当金を取崩して納付したため費用に計上されていないが、税務上の損金の額に算入されるため、別表4で減算される。
- (6) 営業外収益に計上した受取配当金600,000円は、税務上益金の額に算入されないため、別表 4 で減算される。
- (7) 受取配当金について源泉徴収された税額控除される所得税120,000円は、営業外費用に計上しているが、税務上損金の額に算入されないため、別表4で加算される。
- (8) 費用計上した寄附金のうち損金の額に算入されない金額800,500円は、別表4で加算される。
- (9) 建物について減価償却費を8,700,000円計上しているが税務上の償却限度額は4,370,000円であり、差額の4,330,000円は別表4で加算される。
- (10) 税務上当期の売上高に計上すべき金額は1,370,000円であるが、会社決算において会計担当者のミスにより1,730,000円と計上されているため、差額の360,000円は別表4で減算される。
- (11) 外国支店の所得について課された税額控除される外国税額10,000円については、租税公課に 計上しているが、税務上損金の額に算入されないため、別表4で加算される。

問題5 │別表4 (5) (シートあり)

基礎

- 🕅 8分-

次の資料によりT商事株式会社(以下「当社」という。)の当期における課税標準である所得金額を計算しなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益 32,100,000円

法人税、住民税及び事業税 22,600,000円

当期純利益 9,500,000円

- (2) 所得計算上の留意点
 - ① 役員給与として損金不算入となる金額591,000円が販売費及び一般管理費として計上されている。
 - ② 当期の損金の額に算入する寄附金192,800円を仮払金として処理しているため、費用計上されていない。
 - ③ 営業外収益には税務上益金の額に算入されない受取配当金500,000円が含まれている。
 - ④ 販売費及び一般管理費として計上されている所得税額100,000円は、法人税額から控除する ため損金の額に算入しない。
 - ⑤ 販売費及び一般管理費として計上されている法人税の中間納付額8,000,000円及び住民税の中間納付額3,000,000円は、いずれも損金不算入とされる。
 - ⑥ 納税充当金を取崩して納付した前期確定分事業税300,000円は税務上の損金の額に算入する。
 - ⑦ 税務上、当期の売上高に計上すべき150,000円が会社決算では売上高に計上されていない。 なお、この売上に係る商品90,000円は、会社決算では期末棚卸高として計上されているため、 売上原価に計上されていないが、税務上損金の額に算入される。
 - ⑧ 機械の減価償却費として877,500円が販売費及び一般管理費に計上されているが、税務上の 償却限度額は730,000円であるため、差額は損金の額に算入しない。
 - ⑨ 納税充当金繰入額9,000,000円は、当期の法人税、住民税及び事業税の確定分として引当てたものであるが、税務上は損金の額に算入しない。
 - ⑩ 欠損金等の当期控除額8,000,000円は当期の損金の額に算入される。

問題6 | 益金損金の額(シートあり)



次の資料により、各設問に答えなさい。

設問1

内国法人A社は、従来から所有していた土地を60,000,000円で譲渡した。なお、当該土地の時価は60,000,000円、譲渡直前の帳簿価額は45,000,000円である。

A社の法人税法上の仕訳を完成させない。

(注)使用科目 … 土地譲渡収入、土地譲渡原価、土地

設問2

内国法人B社は、従来から所有していた土地を贈与した。なお、当該土地の時価は60,000,000 円、譲渡直前の帳簿価額は45,000,000円である。

B社の法人税法上の仕訳を完成させない。

(注)使用科目 … 土地譲渡収入、土地譲渡原価、土地

寄	附	金	6	80,000,000円	/	()	(円)
()	(円)	/	()	(円)

設問3

設問1及び設問2の益金の額及び損金の額の説明として適切なものをすべて選びなさい。

- ① 土地の譲渡時の価額60,000,000円が有償による資産の譲渡に係る収益の額として益金の額に 算入される。
- ② 土地の譲渡時の価額60,000,000円が無償による資産の譲渡に係る収益の額として益金の額に 算入される。
- ③ 土地の譲渡直前の帳簿価額45,000,000円が無償による資産の譲受けに係る収益の額として益金の額に算入される。
- ④ 土地の譲渡直前の帳簿価額45,000,000円がその事業年度の収益に係る原価の額として損金の 額に算入される。
- ⑤ 土地の譲渡時の価額と譲渡直前の帳簿価額の差額である15,000,000円が有償による資産の譲渡に係る収益の額として益金の額に算入される。

問題7 │税率(シートあり)

基礎

- 🕅 3分-

A社の当期における別表 4 の所得金額は100,000,100円である。これに基づいて法人税額を計算しなさい。

設問1 A社が期末資本金1億円の法人で、株主がすべて個人である場合

設問2 A社が期末資本金2億円の法人である場合

問題8 | 別表1(1)(シートあり)

基礎

-- 🖾 4分-

B社は期末資本金1億円の法人(株主はすべて個人である。)であり、B社の当期における確定 申告書別表一(各事業年度の所得に係る申告書)の記載事項等は次のとおりである。これらに基づ いて別表一を完成させなさい。

160, 354, 800円	額	定	\$	得	3	所	(1)
4,753,000円	除額	別控隊	り特	で費の	験研究	試	(2)
694, 760円	額	税	得	所	除	控	(3)
22, 200, 000円	額	人 税	法	告	間申	中	(4)

問題9 別表1(2)(シートあり)

基礎

例5分

C社は期末資本金1億円の法人(資本金5億円以上の法人による完全支配関係がある。)である。 C社の当期における確定申告書別表一(各事業年度の所得に係る申告書)の記載事項等は次のとおりである。これらに基づいて別表一を完成させなさい。

86, 754, 200円	額		金	得		所	(1)
5,800,000円	余額	別控隊	の特別	光費 ()	試馬	(2)
1,800,000円	兑額	する種	に対	全額	兑留保	課種	(3)
789, 600円	額	税	得	所	除	控	(4)
381,692円	額	税	玉	外	除	控	(5)
13,700,000円	額	人稅	分法	告	間申	中	(6)

問題10 │ 別表4・別表1 (シートあり)

基礎

- 🕅 10分-

内国法人甲社は、期末資本金1億円の法人であり、当期における所得金額等の計算に必要な資料 は次のとおりである。これにより、当期の確定申告書に記載すべき課税標準である所得金額及び法 人税額を計算しなさい。

(1) 株主総会の承認を受けた損益計算書の末尾

税引前当期純利益132, 336, 000円法人税、住民税及び事業税82, 336, 000円当期純利益50, 000, 000円

- (2) 損益計算書に計上した納税充当金繰入額48,000,000円は、税務上損金の額に算入しない。
- (3) 損益計算書に計上されている金額には、次の損金不算入額がある。
 - ① 中間申告分法人税額 22,780,000円
 - ② 中間申告分住民税額 4,556,000円
- (4) 前期確定申告分事業税額6,800,000円は、納税充当金を取り崩して納付したため費用に計上されていないが、税務上損金の額に算入する。
- (5) 当期中に内国法人から受け取った配当金について、決算上は次の処理をしている。

(現 金) 3,000,000円 (受取配当金) 3,000,000円

(租税公課) 600,000円 (現金) 600,000円

収益計上された受取配当金は税務上その全額が益金の額に算入されず、租税公課に計上された 所得税額は、法人税額の計算上税額控除するため、損金の額に算入されない。

- (6) 機械装置について減価償却費を6,500,000円計上しているが、税務上損金の額に算入される償却限度額は6,240,000円であり、差額260,000円は税務上損金の額に算入されない。
- (7) 外国法人から受けた特許権の使用料に課された外国税額190,000円は租税公課に計上しているが、この外国税額は全額が法人税額の計算上税額控除するため、損金の額に算入されない。
- (8) 費用に計上されている寄附金のうち1,450,800円は損金算入限度額を超えるため、損金の額に 算入されない。
- (9) 税額計算上法人税額から控除される試験研究費の特別控除額が2,425,800円ある。
- (10) 当社の株式は、代表取締役社長Aがすべて保有している。

問題11 償却限度額(旧定額法・定額法)(シートあり)

基礎

- 🕅 3分-

次の資料に基づき当社(資本金5億円)の当期の減価償却資産の償却限度額を計算しなさい。

当期末における減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである。

種	類	取得価額	期 首 帳簿価額	繰越償却 超 過 額	耐用年数	償却方法	償却率
建	物	50,000,000円	45, 500, 000円	0円	50年	旧定額法	0. 020
機械	装 置	15,000,000円	13, 400, 000円	100,000円	10年 定額法		0. 100

- (注1)建物は、平成19年3月31日以前に取得したものである。
- (注2)機械装置は、平成19年4月1日以後に取得したものである。

問題12 │ 償却限度額(旧定率法・定率法)(シートあり)

_ 基礎 _ -◎ 6分-

次の資料に基づき当社(資本金5億円)の当期の減価償却資産の償却限度額を計算しなさい。

(1) 当期末における減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである。

種類	取得価額	期 首 帳簿価額	繰越償却超 過 額	耐 用 年 数	償却方法
車両運搬具	2,400,000円	569, 532円	0円	8年	旧定率法
器具備品A	1,600,000円	450,000円	150,000円	4年	定率法
器具備品B	1,000,000円	115, 525円	0円	6年	定率法
機械装置	1, 230, 000円	933, 000円	0円	8年	定率法

- (注1) 車両運搬具は、平成19年3月31日以前に取得したものである。
- (注2) 器具備品A及び器具備品Bは、平成20年に取得したものである。
- (注3)機械装置は、平成24年4月1日以後に取得したものである。
- (2) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表

耐	用	年	数	4年	6年	8年
旧分	官率沿	去償去	率	0. 438	0. 319	0. 250

(3) 平成19年4月1日以後、平成24年3月31日までに取得をされた減価償却資産の償却率、改定償 却率及び保証率の表

耐	用	年	数	4年	6年	8年
定	償	却	率	0.625	0. 417	0. 313
率	改定	三償ま	印率	1.000	0.500	0. 334
法	保	証	率	0. 05274	0. 05776	0. 05111

(4) 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐	用	年	数	4年	6年	8年
定	償	却	率	0.500	0. 333	0. 250
率	改定	と償去	事	1.000	0. 334	0. 334
法	保	証	率	0. 12499	0. 09911	0. 07909

問題13 償却超過額(シートあり)

基礎

-◎10分-

設問 1

次の資料に基づき当社(資本金5億円)の当期において税務上調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 当期末における減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりであり、すべて平成24年3月31日以前に取得したものである。

Ŧ	锺 隽	頃	取得価額	当期償却費	期 末 帳簿価額	繰越償却超 過 額	耐用 年数	償却方法
Αħ	機械装置		15, 700, 000円	1,800,000円	8, 100, 000円	0円	15年	旧定率法
В	B機械装置		27, 900, 000円	5, 500, 000円	15, 375, 000円	50,000円	10年	定率法
С	建	物	30,000,000円	1,000,000円	20,000,000円	0円	22年	旧定額法
D	建	物	50,000,000円	2, 200, 000円	45,610,000円	90,000円	24年	定額法

- (2) 耐用年数に応ずる償却率等は次のとおりである。
 - ① 旧定額法、旧定率法の償却率表

耐	用	年	数	10年	15年	22年	24年
旧定	三額 沿	よ償ま	率	0. 100	0.066	0.046	0.042
旧定	至率法	去償去	印率	0. 206	0. 142	0.099	0.092

② 定額法、定率法 (平成19年4月1日~平成24年3月31日取得)の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐	用 年 数	10年	15年	22年	24年
定額	額法償却率	0. 100	0.067	0.046	0.042
定	償却率	0. 250	0. 167	0. 114	0. 104
率	改定償却率	0. 334	0. 200	0. 125	0. 112
法	保証率	0. 04448	0. 03217	0. 02296	0. 02157

設問2

上記のB機械装置の減価償却費の取扱いの説明として最も適切なものを選びなさい。

- ① B機械装置の会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額を超えるため、会計上の減価償却費5,500,000円は損金に算入されない。
- ② B機械装置の会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額を超えるため、償却限度額の 5,231,250円が損金に算入され、その超える金額268,750円が益金に算入される。
- ③ B機械装置の会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額を超えるため、償却限度額の 5,231,250円が損金に算入され、その超える金額268,750円が損金に算入されない。

設問3

上記のC建物の減価償却費の取扱いの説明として最も適切なものを選びなさい。

- ① C建物の会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額に満たないが、法人税法上の償却限度額1,242,000円が損金に算入される。
- ② C建物の会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額に満たないため、会計上の減価償却費1,000,000円が損金に算入される。
- ③ C建物の会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額に満たないため、その差額の242,000 円が損金に算入される。

問題14 償却方法(1)

基礎

- 🕅 6分-

次の資料に基づき当社(資本金5億円)の当期において税務上調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 当期における減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである。

	種類			取	狚.	価	宏百	当期償却費	期			首	繰	越償	却	耐	用	事		業	
				ДХ	得	ТІЩІ	识		帳	簿	価	額	超	過	額	年	数	供	用	目	
	Α	趸	ŧ	物	12,	, 300	, 00	0円	2,500,000円	7,	201	, 018	8円	3	7, 80	0円	47	年	Н	9.4.	1
ſ	В	趸	ŧ	物	15,	, 960	, 00	0円	1, 200, 000円	15,	351	, 000	円(21	0, 00	0円	20	年	H2	6.10	. 1
	ソ	フト	ウュ	ニア	1,	, 350	, 00	0円	450,000円		540	, 000	円		(0円	5	年	H2	4. 4	. 1

- (2) 当社は、旧定率法又は定率法を選定できるものについては、旧定率法又は定率法を選定し届出ている。
- (3) 耐用年数に応ずる償却率等は次のとおりである。
 - ① 旧定額法、旧定率法の償却率表

耐用年数	5年	20年	47年
旧定額法償却率	0. 200	0.050	0.022
旧定率法償却率	0.369	0. 109	0.048

② 定額法、定率法(250%定率法)の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐	用	年	数	5年	20年	47年
定	額法	償去	『率	0. 200	0.050	0.022
定	償	却	率	0.500	0. 125	0.053
率	改定	三償 担	引率	1.000	0. 143	0.056
法	保	証	率	0.06249	0. 02517	0. 01153

問題15 償却方法(2)

基礎

-◎6分-

次の資料に基づき当社(資本金5億円)の当期において税務上調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 当期における減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである。

任 柘	克 组 年 拓	V #	期首	繰越償却	耐用	事 業
種類	取 得 価 額	当期償却費	帳 簿 価 額	超 過 額	年 数	供 用 日
A 建物	12, 300, 000円	280,000円	11, 179, 800円	37,800円	47年	H20. 4. 3
B器具備品	3,000,000円	250,000円	711, 915円	0円	15年	H18. 4. 1
C器具備品	2,000,000円	800,000円	1,000,000円	500,000円	5年	H23. 10. 1
D機械装置	1,800,000円	450,000円	1,350,000円	37,500円	8年	H26. 5. 9

- (2) 当社は、減価償却資産の償却方法の選定、届出を行っていない。
- (3) 耐用年数に応ずる償却率等は次のとおりである。
 - ① 旧定額法、旧定率法の償却率表

耐	用	年	数	5年	8年	15年	47年
旧分	官額法	去償去	率	0. 200	0. 125	0.066	0.022
旧分	官率法	去償去	印率	0.369	0. 250	0. 142	0.048

② 定額法、定率法(平成19年4月1日~平成24年3月31日取得)の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐	用	年	数	5年	8年	15年	47年
定	額法	償去	了率	0. 200	0. 125	0.067	0. 022
定	償	却	率	0.500	0. 313	0. 167	0.053
率	改分	三償ま	印率	1.000	0. 334	0. 200	0.056
法	保	証	率	0.06249	0. 05111	0. 03217	0. 01153

③ 定率法(平成24年4月1日以後取得)の償却率、改定償却率及び保証率の表

耐	用	年	数	5年	8年	15年	47年
定	償	却	崧	0.400	0. 250	0. 133	0.043
率	改定	ご償ま	印率	0.500	0. 334	0. 143	0.044
法	保	証	率	0. 10800	0. 07909	0. 04565	0. 01532

問題16 期中供用資産

基礎

- 🕅 8 分 -

次の資料に基づき当社(資本金5億円)の当期において税務上調整すべき金額を計算しなさい。

(1) 当期末における減価償却資産の取得価額等の状況は次のとおりである。

任 柘	野祖 年 婚	小地像土中	期末	事業供用	耐用
種類	取 得 価 額	当期償却費	帳 簿 価 額	年 月 日	年 数
A構築物	13,700,000円	1,600,000円	12, 100, 000円	H27. 9. 7	12年
B 建物	22,700,000円	851, 250円	21,848,750円	H27. 7. 5	20年

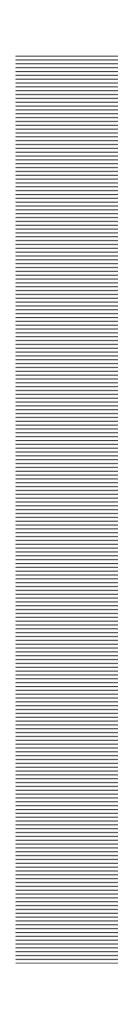
- (2) 当社は、減価償却資産の償却方法の選定、届出を行っていない。
- (3) 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定額法の償却率の表

耐	用	年	数	12年	20年
定額	額 法	償刦	率	0. 084	0.050

(4) 平成24年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率等の表

耐	用	年	数	12年	20年
定	償	却	崧	0. 167	0.100
率	改员	官償去	即率	0. 200	0. 112
法	保	証	率	0. 05566	0. 03486

解答編



問題1 別表4(1)

【別表4】

	区	分	金	額	
	当期利益又は当	期欠損の額	120, 00	0,000円	□ ☆ 税引後の当期利益を転記
	売 上 高 計	上もれ	54	0, 400	→ 益金算入
40	交際費等の損	員 金 不 算 入 額	1, 20	0,000	
加	損 金 経 理 紗	税 充 当 金	22, 00	0,000	+B A 7 ** 1
	損 金 経 理	法 人 税 等	10, 80	0,000	〉損金不算入
算	損 金 経 理	生 民 税	3, 90	0,000	
开					
	小	計	38, 44	0, 400	
4-6	受取配当等の	益金不算入額	8	4,000	→ 益金不算入
減	売 上 原 価	計上もれ	30	7,000	→ 損金算入
算					
异	小	計	39	1,000	
	所 得	金額	158, 04	9, 400	

問題2 別表4(2)

【別表4】

	区	分	金	額	
	当期利益又は当	期欠損の額	80,000	0,000円	
	損金経理線	内税 充 当 金	35, 000	0,000	
加	損 金 経 理	法人税等	23, 000	0,000	
	損 金 経 理	里 住 民 秭	8, 300	0,000	
算	売 上 計	上もれ	5,000	0,000	→ 益金算入
	小	計	71, 300	0,000	
減	納税充当金才	元出事業税等	7, 500	0,000	→ 損金算入
//仪	受取配当等の	益金不算入額	3,000	0,000	→ 益金不算入
算	売 上 原 価	計上もれ	2, 500	0,000	→ 損金算入
开	小	計	13, 000	0,000	
	仮	計	138, 300	0,000	
寄	附金の損金	全不算入額	į 253	3, 400	
法	人税額控除	所得税額等	600	0,000	· 損金不算入
控	除対象外国	国法人税额	100	0,000	J
	合	計	139, 253	3, 400	
	差 引	計	139, 253	3, 400	
欠	損金等の当	新控除額	△ 1,000	0,000	欠損金等の当期控除額の注意点
	総	計	138, 253	3, 400	(1) 記載場所(差引計と総計の間) (2) 金額欄に∆を付ける
所	得	金	138, 253	3, 400	(た)型関制に立ていりも

【解答への道】

加算欄、減算欄の科目は、実務上の慣習によるものなので、細部にこだわらず徐々に覚えればよい。なお、仮計以下は、最終的には科目・順序共に正確に暗記する。

問題3 別表4 (3)

【別表4】

	区	分		金	額
	当期利益又は	当期欠損の額		12, 970,	650円
	損 金 経 理	納税充当	金	7, 000,	000
加	損 金 経 理	法人税	等	2, 000,	000
	損 金 経	理住民	税	600,	000
算					
	小	計		9, 600,	000
減	受取配当等0)益金不算入	額	320,	000
1/19%					
算					
211	小	計		320,	000
	仮	計		22, 250,	650
宇	W A の 担	金不算入	岩石	100	000
寄	附金の損			100,	000
法	人税額控除	:所得税額	等	64,	000
	合	計		22, 414,	650
	差引	計		22, 414,	650
	総	計		22, 414,	650
所	得	金	額	22, 414,	650

当社に適用されない制度に ついては記載不要※

※本問では「控除対象外国法人税額」と 「欠損金等の当期控除額」の記載なし

問題4 別表4(4)

【別表4】

	区	分	金額
	当期利益又は当期	期欠損の額	33, 350, 000円
	損 金 経 理 納	税充当金	15, 000, 000
加	損 金 経 理	法 人 税 等	10, 000, 000
	損 金 経 理	住 民 税	1,800,000
	損 金 経 理	過怠稅	130, 000
算	建物減価償	却超過額	4, 330, 000
	小	計	31, 260, 000
	納税充当金支	出事業税等	3, 460, 000
減	受取配当等の益	益金不算入額	600, 000
	売 上 過	大 計 上	360, 000
算			
	小	計	4, 420, 000
	仮	計	60, 190, 000
寄	附金の損金	不 算 入 額	800, 500
法	人税額控除原	所得税額等	120, 000
控	除対象外国	法人税額	10, 000
	合	計	61, 120, 500
	差引	計	61, 120, 500
	総	計	61, 120, 500
所	得	金 額	61, 120, 500

会社計上 税法限度 ⟨¬ 8,700,000-4,370,000=4,330,000

会社計上 税法適正 ⟨¬1,730,000-1,370,000=360,000

【解答への道】

- (1) 建物の減価償却費8,700,000円が費用に計上されているが、税務上の損金算入の限度額はこの 5 ち4,370,000円であり、差額の4,330,000円は別表 4 で加算することにより損金不算入とする(結果として所得金額の計算上は、税務上の限度額である4,370,000円が損金の額となっている。詳細は後日学習。)。
- (2) 売上高については、適正額が1,370,000円であるところを1,730,000円として計上していることから、差額の360,000円が別表 4 で売上の過大計上分として減算される (結果として所得金額の計算上は、適正な売上高である1,370,000円が益金の額となっている。)。

問題5 別表4(5)

【別表4】

【別え	₹4】		
	区 分	金額	計 算 過 程 (単位:円)
	当期利益又は当期欠損の額	9,500,000円	(減価償却)
	役員給与の損金不算入額	591, 000	会社計上 税法限度
	損 金 経 理 法 人 税 等	8, 000, 000	877, 500 - 730, 000 = 147, 500
加	損 金 経 理 住 民 税	3, 000, 000	
	売上高計上もれ	150, 000	
	機械減価償却超過額	147, 500	
	損金経理納税充当金	9, 000, 000	
算			
	小計	20, 888, 500	
	仮 払 寄 附 金 認 定 損	192, 800	
減	受取配当等の益金不算入額	500, 000	
	納税充当金支出事業税等	300, 000	
	売上原価計上もれ	90, 000	
算			
	小計	1, 082, 800	
	仮 計	29, 305, 700	
法	人税額控除所得税額等	100, 000	
	合 計	29, 405, 700	
	差引計	29, 405, 700	欠損金等の当期控除額の注意点 (1) 記載場所(差引計と総計の間)
欠	損金等の当期控除額	△ 8,000,000	(2) 金額欄に△を付ける
	総計	21, 405, 700	
所	得 金 額	21, 405, 700	

問題6 益金損金の額

設問1

 現
 金
 60,000,000円
 土地譲渡収入
 60,000,000円

 土地譲渡原価
 45,000,000円
 土
 地
 45,000,000円

設問2

 寄 附 金
 60,000,000円
 土地譲渡収入
 60,000,000円

 土地譲渡原価
 45,000,000円
 土
 地
 45,000,000円

設問3

設問1 ①、4 設問2 ②、4

【解答への道】

設問1

土地を譲渡した場合には、会計上では譲渡対価と譲渡原価の差額が「土地譲渡益」となるが、 法人税では下記のように益金と損金を別々に認識する。

- ① 益金の額 … 土地の譲渡時の時価 → 有償による資産の譲渡に係る収益の額
- ② 損金の額 … 土地の譲渡直前の帳簿価額 → その事業年度の収益に係る原価の額

設問2

土地を贈与した場合には、会計上では収益の計上がないが、法人税では下記のように益金を認識する。

- ① 益金の額 … 土地の贈与時の時価 → 無償による資産の譲渡に係る収益の額
- ② 損金の額 … 土地の譲渡直前の帳簿価額 → その事業年度の収益に係る原価の額

問題7 税率

設問 1

【別表1】

	摘 要		金	額	
	所 得 金 額		100, 0	00,100円	
内	年 800万円相当額 (千円未満切捨)	1	8, 0	00,000	(1) 期末資本金 1 億円以下※ : 所得金額の区分必要
訳	年 800万円超過額 (千円未満切捨)	2	92, 0	00,000 🔸	(2) 率を乗ずる前で千円未満切捨
税	①× (15%)		1, 2	00,000	※ 株主すべて個人
額	②× (25.5%)		23, 4	60,000	
	法人税額		24, 6	60,000	

設問2

【別表1】

	摘 要		金	額	
	所 得 金 額		100, 00	0,100円	
内	年 800万円相当額 (千円未満切捨)	1			(1) 期末資本 1 億円超
訳	年 800万円超過額 (千円未満切捨)	2	100, 00	0,000	: 所得金額の区分不要
税	①× (—)				(2) 率を乗ずる前で千円未満切捨
額	②× (25.5%)		25, 50	0,000	
	法 人 税 額		25, 50	0,000	

【解答への道】

普通法人に対する税率区分

法 人 区 分	税率	
期末資本金1億円以下	「年800万円以下の金額(千円未満切捨) 所得金額のうち	15%
(注)	日本語のプラー 年800万円を超える金額(千円未満切捨)	
期末資本金1億円超	所得金額(千円未満切捨)	25. 5%

(注) 期末資本金1億円以下の法人で、資本金5億円以上の法人による完全支配関係 (100%の支配関係) があるもの ⇒ 25.5% (軽減税率なし)

問題8 別表1(1)

【別表1】

	摘		要	税	率	金	額		「則主 4 の前復令節なるの主主転記]
Ē	折 得	金	額			160, 3	54, 800	₽	│ 別表4の所得金額をそのまま転記 │ │ (切捨て前で記載)
税額		万円相 0,000	当額	15	%	1, 2	00, 000	*	期末資本金1億円以下なので 所得金額の区分必要(軽減税率あり)
計算	152, 3	万円超 54,000 未満切)	25.	5%	38, 8	50, 270	*	160,354,800円-8,000,000円
法	人		税		額	40, 0	50, 270		
試	験研究	費の?	特別指	空除	額	4, 7	53, 000		
差	引	去 ,	人	兑	額	35, 2	97, 270		
法	人	税	額		計	35, 2	97, 270		
控	除	听 往	得 利	ゼ	額	6	94, 760		
差	引 所 得 に (百)	対す 円未満		人稅	額	34, 6	02, 500	4	差引所得に対する法人税額は、 百円未満切捨
中	間 申 告	分の	法人	. 税	額	22, 2	00, 000		
差	引確	定法	き 人	税	額	12, 4	02, 500		

【解答への道】

B社の期末資本金が1億円であり、かつ、資本金5億円以上の法人による完全支配関係が**ない** →軽減税率あり

問題9 別表1(2)

【別表1】

77752 1 2							_
摘		要	税	崧	金	額	
所	得 金	額			86,	754, 200円	
税 額 計 算	86, 754, 00 千円未満切		25. 5	5%	22,	122, 270	所得金額の区分不要 (軽減税率なし)
法	人	税 額			22,	122, 270	
試 験 研	究費の	特別控	除	額	5,	800, 000	
差引		人 税		額		322, 270	
課 柷 留	保金額に	. 対する) 柷	頟	1,	800, 000	
法	八 税	額		計	18,	122, 270	
控除	所	得 税	Ļ	額		789, 600	
控除	外	国 税	Ĺ	額		381, 692	
差引所	得 に 対 す (百円未満		、税	額	16,	950, 900	
中間申	告分页	法人	税	額	13,	700, 000	
差引	確定	去 人	税	額	3,	250, 900	

【解答への道】

C社は期末資本金 1 億円であり、かつ、資本金 5 億円以上の法人による完全支配関係が**ある →軽減税率なし**

問題10 │別表4・別表1

뭬	耒	4

額 X 金 当期利益又は当期欠損の額 50,000,000円 48,000,000 損金経理納税充当金 損金経理法人税等 22, 780, 000 損金経理住民税 4, 556, 000 機械装置減価償却超過額 260,000 75, 596, 000 小 納税充当金支出事業税等 6,800,000 減 受取配当等の益金不算入額 3,000,000 算 9,800,000 計 115, 796, 000 仮 寄附金の損金不算入額 1, 450, 800 法人税額控除所得税額等 600,000 控除対象外国法人税額 190,000 合 計 118, 036, 800 差 引 計 118, 036, 800 総 計 118, 036, 800 所 金 額 118, 036, 800

次の「☆★◎」の3つの項目は、別表4と 別表1とで基本的に同じ金額が記入

なお、別表4ではプラスし、別表1ではマイナスするので注意が必要

★ 法人税額控除所得税額等 (別表4) 控除所得税額(別表1)

別表 1

	摘			要		金	額
	所	得	金	額		118	, 036, 800₽
内		300万 円未満		当額	1	8	, 000, 000
訳	年 8 (千	300万 円未満	円 超 切捨)	過額	2	110	, 036, 000
税	1	\times 15	%			1	, 200, 000
額	2	× 25.	5%			28	, 059, 180
	法	人	税	額		29	, 259, 180
試具	験研	究費 🧷)特別	控	₹額	2	, 425, 800
	差	引 法	人利	说 額		26	, 833, 380
	法	人	说 額	計		26	, 833, 380
控	除	所	得	税	額		600,000
控	除	外	玉	税	額		190,000
差		导に 対 百円未			总額	26	, 043, 300
中	間申	告 分	の法	人稅	額	22	, 780, 000
差	引ィ	確 定	法丿	、 税	額	3	, 263, 300

期末資本金1億円 以下、大法人の完 全支配関係なし →軽減税率あり

問題11 償却限度額(旧定額法・定額法)

- (1) 建物
 - 50,000,000円×0.9×0.020=900,000円
- (2) 機械装置

15,000,000円×0.100=1,500,000円 7

旧定額法・定額法による償却限度額は 取得価額を基に計算

→ 繰越償却超過額は使用しない

【解答への道】

(1) 平成19年3月31日以前取得の旧定額法による償却限度額 ← 建物

償却限度額 = 取得価額 \times 0.9 \times 法定償却率

(2) 平成19年4月1日以後取得の定額法による償却限度額 ← 機械装置

償却限度額 = 取得価額 × 法定償却率

問題12 | 償却限度額(旧定率法・定率法)

(1) 車両運搬具 会計上の期首簿価に 569,532円×0.250=**142**,**383円** 繰越超過を加算して、 税務上の期首簿価を求める (2) 器具備品A $(450,000 \text{円} + 150,000 \text{円}) \times 0.625 = 375,000 \text{円}$ (1) ② 1,600,000円×0.05274=84,384円 3 1≥2 ∴ 375,000円 250%定率法 (3) 器具備品B ① 115,525円×0.417=48,173円 償却保証額の方が大 ② 1,000,000円×0.05776=57,760円 :.償却限度は 改定取得価額×改定償却率 改定取得価額 改定償却率 ③ ①<② ∴ 115.525円 × 0.500 =57.762円 (4) 機械装置 200%定率法 ① $933,000 \times 0.250 = 233,250 \times 0.250 = 233,250$ ② 1,230,000円×0.07909=97,280円

【解答への道】

3 1≥2

(1) 平成19年3月31日以前取得の旧定率法による償却限度額

∴ 233, 250円

償却限度額=税務上の期首帳簿価額(会社計上期首帳簿価額+繰越償却超過額)×法定償却率

- (2) 平成19年4月1日以後取得の定率法による償却限度額
 - ① 税務上の期首帳簿価額(会社計上期首帳簿価額+繰越償却超過額)×法定償却率
 - ② 取得価額×保証率
 - 【①≧②の場合の償却限度額 → ①の金額
- ⟨□ 器具備品A、機械装置
- ①<②の場合の償却限度額 → 改定取得価額×改定償却率 <□ 器具備品B
 - ※ 改定取得価額とは、②の金額が多くなった事業年度の税務上の期首帳簿価額

問題13 償却超過額

設問 1

- (1) A機械装置
 - ① 償却限度額

当期償却費 期末簿価 (1,800,000円+8,100,000円)×0.142=1,405,800円

② 償却超過額

1,800,000円-1,405,800円=394,200円 ··· A機械装置減価償却超過額(加算)

- (2) B機械装置
 - ① 償却限度額

繰越超過額を忘れずに

繰越超過

イ $(5,500,000円+15,375,000円+50,000円) \times 0.250=5,231,250円$

口 27,900,000円×0.04448=1,240,992円

ハ イ≧ロ ∴ 5,231,250円

② 償却超過額

5,500,000円-5,231,250円=**268,750円 ··· B機械装置減価償却超過額(加算)**

- (3) C建物
 - ① 償却限度額

30,000,000円×0.9×0.046=1,242,000円

② 償却超過額

1,000,000円-1,242,000円= $\triangle 242,000$ 円 \rightarrow **処理なし**

- (4) D建物
 - ① 償却限度額

50,000,000円×0.042=2,100,000円

② 償却超過額

2,200,000円-2,100,000円=100,000円 ··· D建物減価償却超過額(加算)

設問2 ③

会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額に超える場合には、償却限度額は損金に算入され、超える金額は損金には算入されない。別表4においては償却超過額の加算をする。

設問3 ②

会計上の減価償却費が法人税法上の償却限度額に満たない場合には、満たない金額は切捨てとなり損金には算入されず、会計上の減価償却費が損金に算入される。

【解答への道】

- (1) 償却超過額(会計上の償却費が過大) ⇒ 損金不算入(別表4で加算)
- (2) 償却不足額(会計上の償却費が不足) ⇒ 原則切捨て(別表4の調整なし)

なお、総合問題では次の太字のとおりに、別表4の記入を行うことになる。問題の指示では合計で記載する場合もある。なお、C建物については、計算過程に配点があると考えてよい(配点は一例です。)。

【別表4】

	区 分			額	計	算	過	程	(単位:円)	
当其	期利益又は	当期欠損の額	***	*** 円	(減価	i償却)				
	減価償	却 超 過 額			(1) A	機械装置				
	(A機	械装置)	394,	200 1	1	償却限度額				
加	(B機	械装置)	268,	750 1		(1, 800, 000	+8, 100, 0	$000) \times 0.$	142=1, 405, 800	
	(D	建物)	100,	, 000 1	2	償却超過額				
		or				1,800,000-	-1, 405, 80	00 = 394,	200 1	
算	減価償	却 超 過 額	762	, 950	(2) B	機械装置				
					1	償却限度額				
	小	計	***	***	イ	(5, 500, 00	00 + 15, 37	75,000+	$50,000) \times 0.250$	
						=5,231,250)			
					ロ 27,900,000×0.04448=1,240,992 ハ イミロ : 5,231,250					
減										
					② 償却超過額					
					5,500,000-5,231,250=268,750 1					
算					(3) C建物					
					1	償却限度額				
	小	計	***	***		30, 000, 000	\times 0. 9 \times 0.	046 = 1,	242, 000	
	L	計	***	***	2	償却超過額				
						1,000,000	-1, 242, 00			
					(4) D	建物			→処理なし1	
	合	計	***	***		償却限度額				
	差。	計	***	***	1	50, 000, 000	×0.042=	2, 100, 0	00	
	総	計	***	***	2	償却超過額				
所	得	金 額	***	***		2, 200, 000-	-2, 100, 00	00=100,	000 1	

問題14 償却方法(1)

- (1) A建物
 - ① 償却限度額

(7,201,018円+37,800円)×0.048=347,463円

H10.3/31以前取得の建物 → 旧定率法 or 旧定額法 (法定 … 旧定率法)

- ② 償却超過額
 - 2,500,000円-347,463円=2,152,537円···A建物減価償却超過額(加算)
- (2) B建物
 - ① 償却限度額

→ 定額法 15,960,000円×0.050=798,000円

- ② 償却超過額
 - 1,200,000円-798,000円=**402,000円** \cdots **B建物減価償却超過額(加算)**
- (3) ソフトウエア
 - ① 償却限度額 1,350,000円×0.200=270,000円

無形減価償却資産 → 旧定額法 or 定額法 (残存価額は0)

H19.4/1以後取得の建物

② 償却超過額

450,000円-270,000円=180,000円…ソフトウエア減価償却超過額(加算)

問題15 │償却方法(2)

- (1) A建物
 - ① 償却限度額

12,300,000円×0.022=270,600円

② 償却超過額

280,000円-270,600円=9,400円···A建物減価償却超過額(加算)

- (2) B器具備品
 - ① 償却限度額

法定償却方法である 711,915円×0.142=101,091円 ◆ 旧定率法により償却

② 償却超過額

250,000円-101,091円=148,909円···B器具備品減価償却超過額(加算)

- (3) C器具備品
 - ① 償却限度額

イ (1,000,000円+500,000円) × 0.500=750,000円 法定償却方法である 定率法(250%)により償却 口 2,000,000円×0.06249=124,980円

ハ イ≧ロ ∴ 750,000円

② 償却超過額

800,000円-750,000円=**50,000円** \cdots C器具備品減価償却超過額(加算)

- (4) D機械装置
 - ① 償却限度額

イ (1,350,000円+37,500円) × 0.250=346,875円 法定償却方法である 定率法(200%)により償却 口 1,800,000円×0.07909=142,362円

ハ イ≧ロ ∴ 346,875円

② 償却超過額

450,000円-346,875円=103,125円 \cdots D機械装置減価償却超過額(加算)

問題16 期中供用資産

- (1) A構築物
 - ① 償却限度額

イ 13,700,000円×0.167=2,287,900円 **、**

口 13,700,000円×0.05566=762,542円

★法定償却方法である定率法により償却※ 建物ではないので注意

ハ イ≧ロ ∴ 2,287,900円

 $= 2,287,900 \text{ P} \times \frac{7}{12} = 1,334,608 \text{ P}$

円未満切捨て

② 償却超過額

1,600,000円-1,334,608円=**265**,**392**円 \cdots A構築物減価償却超過額(加算)

- (2) B建物
 - ① 償却限度額

22,700,00円×0.050×
$$\frac{9}{12}$$
=851,250円

② 償却超過額

851,250円-851,250円=0円 → 是認(処理なし)

【解答への道】

期中供用資産の定額法及び定率法の償却限度額

定額法

サイス 使用日から期末までの月数 取得価額×法定償却率×

事業年度の月数

- ② 定率法
 - イ 取得価額×法定償却率
 - 口 取得価額×保証率
 - ハ イ≧ロ ∴ イの金額 (**1年目はイが多**)
 - ニ イの金額× 供用日から期末までの月数 事業年度の月数

理論マスター

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

年内完結・速修 テーマ1、2

年内上級講義 テーマ1、2、6

1-1 納税義務者と課税所得等の範囲

[ランクA]

1. 納税義務者

重要度◎

(1) 内国法人(法4①)

内国法人は、法人税を納める義務がある。

ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、 法人課税信託の引受けを行う場合又は退職年金業務等を行う場合に限る。

(2) 公共法人(法4②)

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(3) 外国法人(法43)

外国法人は、国内源泉所得を有するとき(人格のない社団等については、国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。)、法人課税信託の引受けを 行うとき又は退職年金業務等を行うときは、法人税を納める義務がある。

2. 課税所得等の範囲

重要度◎

- (1) 内国法人(法5、7、8)
 - ① 内国法人に対しては、各事業年度の所得について、各事業年度の所得に対 する法人税を課する。
 - ② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
 - ③ 退職年金業務等を行う内国法人に対しては、①の法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。
- (2) 外国法人(法9~10の2)
 - ① 外国法人に対しては、各事業年度の所得のうち外国法人の区分に応じそれ ぞれの国内源泉所得に係る所得について、各事業年度の所得に対する法人税 を課する。
 - ② 外国法人(人格のない社団等に限る。)の①の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、①にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。
 - ③ 退職年金業務等を行う外国法人に対しては、①に係る法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

(3) 適用停止 (措法68の4)

退職年金業務等を行う法人の一定の期間内に開始する各事業年度の退職年金 等積立金については、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

3. 用語の意義

重要度◎

- (1) 内国法人(法2三)
 - 国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。
- (2) 外国法人(法2四) 内国法人以外の法人をいう。
- (3) 人格のない社団等(法2八、法3)

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。 なお、人格のない社団等は、法人とみなして法人税法の規定を適用する。

参考 法人課税信託の引受けを行う個人 (法4④)

個人は、法人課税信託の引受けを行うときは、法人税を納める義務がある。

1-2 事業年度

[ランクA]

1. 事業年度の意義

重要度◎

(1) 会計期間の定めがある場合(法13①)

事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間(以下「会計期間」という。)で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(以下「定款等」という。)に定めるものをいう。

- (2) 会計期間の定めがない場合(法13①~④)
 - ① 法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、設立の日等以後2月以内に納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間をいう。
 - ② ①の届出をすべき法人(人格のない社団等を除く。)がその届出をしない場合には、納税地の所轄税務署長が指定し、通知した会計期間をいう。
 - ③ ①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
- (3) 1年を超える会計期間の場合(法13①)

(1) 又は(2) の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間)をいう。

2. みなし事業年度(法14)

重要度◎

次の場合には、上記 1. にかかわらず、それぞれの期間をその法人の事業年度 とみなす。

- (1) 内国法人が事業年度の中途において解散(合併による解散を除く。) をした場合
 - ① その事業年度開始の日から解散の日までの期間
 - ② 解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合 その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間
- (3) 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合 その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間
- (4) 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合
 - ① その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間
 - ② 継続の日からその事業年度終了の日までの期間

3. 事業年度の変更等の届出(法15)

重要度〇

法人はその定款等に定める会計期間を変更し、又は新たに定めた場合には、遅滞なく、その変更前及び変更後の会計期間又はその定めた会計期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

(1)

参考 外国法人におけるみなし事業年度(法14)

次の場合には、それぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

- (1) 国内に支店等を有しない外国法人が事業年度の中途において国内に支店等 を有する外国法人に該当することとなった場合等
 - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
 - ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 国内に支店等を有する外国法人が事業年度の中途において国内に支店等を有しない外国法人に該当することとなった場合等
 - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日までの期間
 - ② 該当することとなった日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
- (3) 一定の外国法人が事業年度の中途において国内で新たに人的役務の提供事業を開始し、又はその事業を廃止した場合
 - ① その事業年度開始の日からその事業の開始の日の前日又はその事業の廃 止の日までの期間
 - ② ①に掲げる日の翌日からその事業年度終了の日までの期間

テーマ1 総則等

1-3 納税地

[ランクB]

1. 内国法人(法16)

重要度◎

本店又は主たる事務所の所在地とする。

2. 外国法人(法17、令16)

重要度ム

次の外国法人の区分に応じ、それぞれの場所とする。

- (1) 国内に恒久的施設を有する外国法人 国内において行う事業に係る事務所、事業所等の所在地(これらが2以上の場合は主たるものの所在地)
- (2) (1)以外で、不動産の貸付け等の対価を受ける外国法人 その対価に係る資産の所在地(資産が2以上の場合は主たるものの所在地)
- (3) (1)、(2)以外の外国法人 その外国法人が選択した場所その他一定の場所

3. 指 定(法18)

重要度〇

上記 1. 又は 2. の納税地が法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、納税地の所轄国税局長等は、その法人税の納税地を指定することができる。この場合には、その法人に対し書面によりその旨を通知する。

4. 指定の取消し(法19)

重要度〇

納税地の指定処分の取消しがあった場合においても、その取消しは、その指定 処分のあった時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となった納税 地でされた申告等の効力に影響を及ぼさない。

5. 異動の届出 (法20①、令18①)

重要度〇

法人は、納税地に異動があった場合には、遅滞なく、その異動前及び異動後の 納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

6. 連結納税制度の特例(法20②、令18②)

重要度△

連結親法人は、連結子法人の本店等所在地に異動があった場合には、遅滞なく、 その連結親法人の納税地の所轄税務署長並びにその連結子法人の異動前及び異動 後の本店等所在地の所轄税務署長にその旨を届け出なければならない。

②参考 法人課税信託の受託者である個人 (法17の 2)

法人課税信託の受託者である個人のその法人課税信託に係る法人税の納税地は、 所得税法に定める場所とする。

②参考 設立等に係る届出 (法148、150)

(1) 設立した場合

新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日 以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出し なければならない。

(2) 収益事業を開始した場合

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始 した場合には、その開始の目以後2月以内に、納税地等を記載した届出書を納 税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(3) 普通法人等に該当することとなった場合

公益法人等(収益事業を行っていないものに限る。)が普通法人又は協同組合等 に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内 に、納税地等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなら ない。

1-4 資本金等の額

[ランクB]

1. 資本金等の額(令8)

重要度◎

法人が株主等から出資を受けた金額として、(1)と(2)の金額の合計額をいう。

- (1) 資本金の額又は出資金の額
- (2) ①の金額の合計額から②の金額の合計額を減算した金額
 - ① 資本金等の額に加算するもの
 - イ 株式の発行又は自己の株式の譲渡をした場合の払込金銭の額等から増加 した資本金の額(注)を減算した金額
 - (注) 設立による株式の発行は、設立時の資本金の額
 - ロ 新株予約権の行使によりその行使をした者に自己の株式を交付した場合 の払込金銭の額等及びその直前の新株予約権の帳簿価額の合計額からその 行使に伴う株式の発行により増加した資本金の額を減算した金額
 - ハ 資本金の額を減少した場合のその減少した金額
 - ニ その他一定の金額

② 資本金等の額から減算するもの

- イ 準備金の額又は剰余金の額を減少して資本金の額を増加した場合のその 増加額
- ロ 資本の払戻し又は解散による残余財産の一部分配に係る減資資本金額
- ハ 自己の株式の取得(市場における購入によるもの等を除く。)等により金銭 等を交付した場合の取得資本金額
- ニ 自己の株式の取得(市場における購入によるもの等に限る。)の対価の額等
- ホ みなし配当事由によりその法人との間に完全支配関係がある他の内国法人から金銭等の交付を受けた場合等(当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。)のみなし配当の額及びそのみなし配当事由に係る有価証券の譲渡対価の額とされる金額の合計額からその金銭の額等の合計額を減算した金額に相当する金額
- へ その他一定の金額

2. その他の調整金額

重要度〇

(1) 資本金等の額に加算するもの

- ① 合併により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を 減算した金額
- ② 分割型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ③ 分社型分割により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加資本金額等を減算した金額
- ④ 適格現物出資により移転を受けた資産及び負債の純資産価額から増加した 資本金の額を減算した金額
- ⑤ 非適格現物出資により現物出資法人に交付した被現物出資法人の株式のその時の価額から増加した資本金の額を減算した金額
- ⑥ 株式交換により移転を受けた株式交換完全子法人の株式の取得価額から増加資本金額等を減算した金額
- ⑦ 株式移転により移転を受けた株式移転完全子法人の株式の取得価額からその移転時の資本金の額等を減算した金額

(2) 資本金等の額から減算するもの

分割法人の分割型分割の直前の資本金等の額に移転純資産割合を乗じて計算 した金額

1─5 利益積立金額

[ランクB]

1. 利益積立金額(令9)

重要度◎

法人の所得の金額で留保している金額として、(1)の金額の合計額から(2)の金額の合計額を減算した金額をいう。

(1) 利益積立金額に加算するもの

- ① イ~トまでの金額の合計額からチ~ヌの金額の合計額を減算した金額 (留保していない金額がある場合にはその金額を減算した金額とし、公益法人等又 は人格のない社団等にあっては収益事業から生じたものに限る。)
 - イ 所得の金額(各種所得の特別控除額を含む。)
 - ロ 受取配当等の益金不算入額
 - ハ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額
 - ニ 受贈益の益金不算入額
 - ホ 還付金等の益金不算入額等
 - へ 繰越欠損金等の損金算入額
 - ト その他一定の金額
 - チ 欠損金額
 - リ 法人税及び地方法人税並びに住民税として納付することとなる金額
 - ヌ 完全支配関係がある法人間の取引により譲渡損益調整資産の取得価額に 算入しない金額からその取得価額に算入する金額を減算した金額
- ② 法人が有するその法人との間に完全支配関係(連結完全支配関係を除く。) がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合のその受贈益の額に 持分割合を乗じて計算した金額からその寄附金の額に持分割合を乗じて計算 した金額を減算した金額
- ③ その他一定の金額

(2) 利益積立金額から減算するもの

- ① 剰余金の配当 (株式等に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く。) 等の額として株主等に交付する金銭の額等の合計額
- ② 資本の払戻し又は残余財産の一部分配による交付金銭の額等の合計額が減 資資本金額を超える場合のその超える部分の金額
- ③ 自己の株式の取得(市場における購入によるもの等を除く。)等による交付金銭の額等の合計額が取得資本金額を超える場合のその超える部分の金額
- ④ その他一定の金額

2. その他の調整金額

重要度〇

(1) 利益積立金額に加算するもの

- ① 適格合併により被合併法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額
- ② 適格分割型分割により分割法人から移転を受けた資産の帳簿価額から負債の帳簿価額並びに増加した資本金等の額等を減算した金額
- ③ 適格現物分配により現物分配法人から交付を受けた資産の帳簿価額に相当 する金額

(2) 利益積立金額から減算するもの

- ① 非適格分割型分割に係る分割法人が株主等に交付した金銭の額等から減少する資本金等の額を減算した金額
- ② 適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産の帳簿価額から負債の帳簿価額及び減少する資本金等の額を減算した金額

1-6 実質課税(所得の帰属)

[ランクB]

1. 実質所得者課税の原則(法11)

重要度◎

資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、法人税法の規定を適用する。

2. 信託財産に属する資産及び負債等の帰属

重要度◎

(1) 内容(法12①)

信託の受益者は、その信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものと みなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及 び費用とみなして、法人税法の規定を適用する。

ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託 の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費 用については、この限りでない。

(2) 集団投資信託その他の信託(法12③)

法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は、その法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、その法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、法人税法の規定を適用する。

(3) 法人課税信託(法4の6)

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定を適用する。この場合、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

- (注1) 信託資産等とは、信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産 に帰せられる収益及び費用をいう。
- (注2) 固有資産等とは、法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並び に収益及び費用をいう。

① ブラス a 用語の意義 (法2)

(1) 集団投資信託

合同運用信託、証券投資信託、特定受益証券発行信託その他一定の信託をいう。

(2) 法人課税信託

次の信託(集団投資信託、退職年金等信託及び特定公益信託等を除く。)を いう。

- ① 受益証券発行信託(特定受益証券発行信託を除く。)
- ② 受益者が存しない信託
- ③ 法人が委託者となる信託で一定のもの
- ④ 特定目的信託

1—7 法人課税信託

[ランクB]

1. 受託者に関する法人税法の適用(法4の6)

重要度◎

法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等ごとに、 それぞれ別の者とみなして、法人税法の規定を適用する。この場合、各法人課税 信託の信託資産等及び固有資産等は、そのみなされた各別の者にそれぞれ帰属す るものとする。

- (注1) 信託資産等とは、信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に 帰せられる収益及び費用をいう。
- (注2) 固有資産等とは、法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに 収益及び費用をいう。

2. 受託法人等に関する法人税法の適用(法4の7)

重要度◎

受託法人又は法人課税信託の受益者について法人税法の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

- (1) 法人課税信託に係る受託法人は、その信託された営業所が国内にある場合に は内国法人とし、国内にない場合には外国法人とする。
- (2) 受託法人(会社でないものに限る。)は、会社とみなす。
- (3) 法人課税信託の受益権は株式等とみなし、受益者は株主等に含まれるものとする。

この場合、その法人課税信託の受託者である法人の株式等は、受託法人の株式等でないものとみなし、その受託者である法人の株主等は、受託法人の株主等でないものとする。

- (4) 受託法人は、その受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日等に設立されたものとする。
- (5) 法人課税信託について信託の終了があった場合等には、その受託法人の解散があったものとする。
- (6) 法人課税信託の委託者がその有する資産の信託をした場合等には、その受託 法人に対する出資があったものとみなす。
- (7) 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、 元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。
- (8) その他一定の法人税法の適用

3. 所得の金額の計算

重要度〇

(1) 特定受益証券発行信託(法64の3①)

特定受益証券発行信託が法人課税信託に該当することとなった場合には、その該当することとなった時の直前の未分配利益の額に相当する金額は、その法人課税信託に係る受託法人のその該当することとなった日の属する事業年度の益金の額に算入する。

(2) 法人課税信託に該当しないこととなった場合(法64の3②③)

受益者が存することとなったことにより受益者が存しない法人課税信託に該当しないこととなった場合には、その法人課税信託に係る受託法人は、その受益者に対しその信託財産に属する資産及び負債のその該当しないこととなった時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

この場合において、その受益者が内国法人であるときは、その内国法人は、 その資産及び負債の帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の 所得の金額を計算する。

(3) 受託者が変更された場合(法64の3④)

法人課税信託に係る受託法人がその法人課税信託の受託者の変更によりその 法人課税信託に係る資産及び負債の移転をしたときは、その変更後の受託者に その移転をした資産及び負債のその変更の直前の帳簿価額による引継ぎをした ものとして、その受託法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

②参考 その他一定の法人税法の適用 (法4の7)

- (1) 信託の併合は合併とみなし、従前の法人課税信託に係る受託法人は被合併法人に、新たな法人課税信託に係る受託法人は合併法人に含まれるものとする。
- (2) 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、分割により信託財産の一部を移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に、その一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託法人は分割承継法人に含まれるものとする。

1-8 組合等損失超過額

[ランクC]

1. 組合等損失超過額の損金不算入(措法67の12①)

重要度◎

法人が特定組合員に該当する場合で、かつ、その組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等には、その法人のその事業年度の組合等損失超過額は、その事業年度の損金の額に算入しない。 (注)特定組合員とは、組合契約に係る組合員のうち、重要な財産の処分等の決定に関与し、かつ、重要な業務を自ら執行する組合員以外のものをいう。

2. 組合等損失超過額の損金算入(措法67の12②)

重要度〇

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を 有する場合には、その組合等損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の組 合事業(その組合等損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として一定 の金額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

参考 特定受益者の場合 (措法67の12)

(1) 損金不算入

法人が特定受益者(信託(集団投資信託及び法人課税信託を除く。)の受益者をいう。)に該当する場合で、かつ、<u>その信託</u>につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に<u>信託財産</u>の価額とされている場合等には、その法人のその事業年度の組合等損失超過額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

(2) 損金算入

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合等損失超過合計額を有する場合には、その組合等損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の<u>信託</u>(その組合等損失超過合計額に係るものに限る。)による利益の額として一定の金額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(MEMO)

1-9 一般社団法人・一般財団法人関連規定 [ランクB]

1. 公益法人等と普通法人

重要度◎

- (1) 公益法人等
 - ① 公益社団法人及び公益財団法人
 - ② 一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)
- (2) 普通法人
 - (1)以外の一般社団法人及び一般財団法人

2. みなし事業年度(法14)

重要度◎

次のそれぞれの期間をその法人の事業年度とみなす。

- (1) 普通法人又は協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合
 - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
 - ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 公益法人等が事業年度の中途において普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合
 - ① その事業年度開始の日から該当することとなった日の前日までの期間
 - ② 該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

3 特定普通法人から公益法人等への変更(法10の3)

重要度◎

- (1) 特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日にその特定普通法人が解散したものとみなして、欠損金の繰戻しによる還付等の規定を適用する。
- (2) 特定普通法人が公益法人等に該当することとなった場合には、その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、一定の規定を適用する。

4. 特定公益法人等から普通法人への変更(法64の4)

重要度◎

(1) 内容

特定公益法人等が普通法人に該当することとなった場合には、その該当することとなった日(以下「移行日」という。)前の収益事業以外の事業から生じた 累積所得金額又は累積欠損金額に相当する金額は、その移行日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(2) 公益認定が取り消された場合

① 内容

(1)の内国法人が公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなった法人である場合における(1)の適用については、移行日以後に公益の目的のために支出される金額相当額は、累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額に加算する。

② 申告要件

①の規定は、確定申告書に支出金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、一定の書類の添付がある場合に限り適用する。ただし、税務署長による宥恕がある。

5. 用語の意義

重要度◎

(1) 公益社団法人

公益認定を受けた一般社団法人をいう。

(2) 公益財団法人

公益認定を受けた一般財団法人をいう。

(3) 非営利型法人

一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうちその事業を運営するための組織が適正であるものとして次のものをいう。

- ① その行う事業により利益を得ること又は利益を分配することを目的としない法人で、定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあるなど一定の要件を 満たすもの
- ② 会員から受け入れる会費により、会員に共通する利益を図るための事業を 行う法人で、主たる事業として収益事業を行っていないなど一定の要件を満 たすもの

(4) 特定普通法人

一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。

(5) 特定公益法人等

一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、公益法人等である ものをいう。 (MEMO)

テーマ2 企業利益と課税所得

2-1 各事業年度の所得の金額の計算の通則 [ランクA]

1. 各事業年度の所得に対する法人税の課税標準(法21)

重要度◎

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

2. 各事業年度の所得の金額(法22①)

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業 年度の損金の額を控除した金額とする。

3. 益金の額(法22②)

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

4. 損金の額(法22③)

重要度◎

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- (1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- (2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額
- (3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

5. 公正妥当な会計処理の基準(法22④)

重要度◎

所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

6. 資本等取引の意義(法22⑤、法2十六)

重要度◎

法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。

(注) 資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として一定の金額 をいう。

②参考 収益の認識基準

- (1) 棚卸資産の販売(基通2-1-1) 引渡しがあった日
- (2) 請負契約(基通2-1-5)
 - ① 物の引渡しを要する請負 目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日
 - ② 物の引渡しを要しない請負 約した役務の全部を完了した日
- (3) 固定資産の譲渡(基通2-1-14)
 - 原 則
 引渡しのあった日
 - ② 特 例
- 売買契約効力発生の日 (4) 貸付金利子(基通2-1-24)
 - ① 原 則 期間の経過に応じて収益計上(期間対応)
 - ② 特 例(支払期日が1年以内の一定期間ごとに到来するもの) 支払期日の属する事業年度(継続適用)
 - (注)借入金と貸付金とがひも付の場合には、①を適用する。

参考 債務の確定の判定 (基通2-2-12)

- **4**.(2)の債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、その事業年度 終了の日までに次の要件の全てに該当するものとする。
- (1) その費用に係る債務が成立していること。
- (2) その債務に基づいて具体的な給付原因となる事実が発生していること。
- (3) その金額を合理的に算定することができること。

テーマ2 企業利益と課税所得

(MEMO)

6-1 棚卸資産の期末評価方法、選定、変更等 [ランクA]

1. 売上原価等

重要度◎

売上原価等は、次の算式により計算されるため、適正な課税所得算定の見地から所定の評価方法を定めている。

期首棚卸高+当期仕入高-期末評価額=売上原価等

2. 評価方法

重要度◎

(1) 原 則(法29①、令28)

棚卸資産につきその事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合の基礎となる期末棚卸資産の価額は、次の評価方法のうち内国法人が選定した評価方法により評価した金額とする。

① 原価法

次のいずれかの方法によって算出した取得価額を評価額とする方法をいう。 イ 個別法 ロ 先入先出法 ハ 総平均法 ニ 移動平均法 ホ 最終仕入原価法 へ 売価還元法

② 低価法

種類等ごとに原価法による評価額とその事業年度終了の時における価額と のうちいずれか低い価額を評価額とする方法をいう。

(2) 特 例(令28の2)

(1)に代え、納税地の所轄税務署長の承認により特別な評価方法を選定することができる。

3. 選 定

重要度〇

(1) 選定単位(令29)

評価方法は、その行う事業の種類ごとに、かつ、次の区分ごとに選定しなければならない。

- ① 商品又は製品 ② 半製品 ③ 仕掛品 ④ 主要原材料
- ⑤ 補助原材料その他の棚卸資産
- (2) 届 出 (令29)

内国法人は、設立等の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき評価方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

4. 法定評価方法(法29①、令31)

重要度◎

評価方法を選定しなかった場合又は選定した評価方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法による原価法により評価する。

5. 変 更 (令30)

重要度〇

- (1) 選定した評価方法(法定評価方法を含む。)を変更しようとするときは、その 新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の申 請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1) の場合において、その事業年度終了の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

6. 棚卸資産の意義(法2二十、令10)

重要度◎

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして一定のもの(有価証券及び短期売買商品を除く。)をいう。

6-2 棚卸資産の取得価額

[ランクB]

1. 原 則 (令28、32)

重要度◎

- (1) 棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。
 - ① 購入(デリバティブ取引によるものを除く。) 購入代価に購入費用を加算した金額
 - ② 自己の製造等 製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
 - ③ ①②以外による取得(適格組織再編成によるものを除く。) 取得の時におけるその取得のために通常要する価額
- (2) (1)②の棚卸資産につき算定した製造等の原価の額が(1)の金額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額を取得価額とみなす。

2. 特 例 (令33)

重要度〇

次の場合には、それぞれの金額を取得価額とみなす。

- (1) 評価益が益金算入された場合……本来の取得価額+評価益の益金算入額
- (2) 評価損が損金算入された場合……本来の取得価額-評価損の損金算入額

3. 棚卸資産の意義(法2二十、令10)

重要度◎

商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で棚卸しをすべきものとして一定のもの(有価証券及び短期売買商品を除く。)をいう。

参考 組織再編成(令28、32)

組織再編成により移転を受けた棚卸資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。

(1) 適格組織再編成

- ① 適格合併又は適格分割型分割による引継ぎ 被合併法人又は分割法人の最後事業年度終了の時又は適格分割型分割の 直前における期末評価額の計算の基礎となった取得価額
- ② 適格分社型分割、適格現物出資又は適格現物分配による取得 分割法人等の適格分社型分割等の直前の帳簿価額
- (2) 非適格組織再編成

取得の時におけるその取得のために通常要する価額

6-3 短期売買商品の譲渡損益

[ランクB]

1. 譲渡損益(法61①)

重要度◎

内国法人が短期売買商品の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額((1)と(2)の差額をいう。)は、その譲渡契約日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

- (1) その短期売買商品の譲渡対価の額
- (2) その短期売買商品の譲渡原価の額 (1単位当たりの帳簿価額×譲渡をした短期売 買商品の数量)

2. 帳簿価額の算出方法 (令118の6①)

重要度◎

譲渡原価の額を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出方法 は、移動平均法又は総平均法とする。

3. 選 定 (令118の634)

重要度〇

(1) 選定単位

1単位当たりの帳簿価額の算出方法は、その種類等ごとに選定しなければならない。

(2) 届 出

内国法人は、新たな種類等の短期売買商品の取得をした場合には、その取得の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき算出方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

4. 法定算出方法 (法61①、令118の6⑥)

重要度◎

1単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定しなかった場合又は選定した算出方法により算出しなかった場合には、移動平均法によって算出する。

5. 変 更 (令118の6⑤)

重要度〇

- (1) 1単位当たりの帳簿価額の算出方法(法定算出方法を含む。)を変更しようとするときは、その新たな算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1) の場合において、その事業年度終了の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

6. 短期売買商品の意義(法61①)

重要度◎

短期売買商品とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した 資産として一定のもの(有価証券を除く。)をいう。

② 参考 全部事業廃止 (法61⑤)

内国法人が、短期売買商品を有する場合において、短期売買商品の売買を行う 業務の全部を廃止したときは、その廃止した時において、その短期売買商品をそ の時における価額により譲渡し、かつ、短期売買商品以外の資産をその価額によ り取得したものとみなして、各事業年度の所得の金額を計算する。

6-4 短期売買商品の期末評価、評価損益等 [ランクB]

1. 期末評価(法61②)

重要度◎

内国法人が事業年度終了の時において有する短期売買商品については、時価法 により評価した金額をもって期末評価額とする。

(注)時価法とは、期末に有する短期売買商品について、種類等ごとに期末時の 価額をもって期末評価額とする方法をいう。

2. 評価損益(法61③、令118の8)

重要度◎

- (1) 内国法人が事業年度終了の時に短期売買商品を有する場合には、その評価益又は評価損は、評価損益の計上禁止の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。
- (2) (1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した評価益又は評価損相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入するとともに、(1)の適用後の帳簿価額から減算し又は加算する。

3. 取得価額 (令118の5)

重要度〇

短期売買商品の取得価額は、次のそれぞれの金額とする。

- (1) 購入(デリバティブ取引によるものを除く。) 購入代価に購入費用を加算した金額
- (2) (1)以外による取得(適格組織再編成によるものを除く。) 取得の時におけるその取得のために通常要する価額

4. 短期売買商品の意義(法61①)

重要度◎

短期売買商品とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した 資産として一定のもの(有価証券を除く。)をいう。

5. 適格組織再編成の場合(法61④)

重要度△

適格分割等の場合には、分割法人等は、評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入する。

(MEMO)

6-5 有価証券の譲渡損益(原則)

[ランクA]

1. 譲渡損益(法61の2①)

重要度◎

内国法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る譲渡利益額又は譲渡損失額((1)と(2)の差額をいう。)は、その譲渡契約日等の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

- (1) その有価証券の譲渡対価の額(みなし配当の額を除く。)
- (2) その有価証券の譲渡原価の額(1単位当たりの帳簿価額×譲渡をした有価証券の数)

2. 帳簿価額の算出方法 (令119の2)

重要度◎

譲渡原価の額を計算する場合におけるその1単位当たりの帳簿価額の算出方法 は、移動平均法又は総平均法とする。

3. 選 定 (令119の5)

重要度〇

(1) 選定単位

1単位当たりの帳簿価額の算出方法は、次の区分ごとに、かつ、その種類ごとに選定しなければならない。

- ① 売買目的有価証券
- ② 満期保有目的等有価証券
- ③ その他有価証券

(2) 届 出

内国法人は、新たな区分又は種類の有価証券の取得をした場合には、その取得の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき算出方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

4. 法定算出方法 (法61の2①、令119の7)

重要度◎

1単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定しなかった場合又は選定した算出方法により算出しなかった場合には、移動平均法によって算出する。

5.変更(令119の6)

重要度〇

- (1) 1単位当たりの帳簿価額の算出方法(法定算出方法を含む。)を変更しようとするときは、その新たな算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1) の場合において、その事業年度終了の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

6. 有価証券の意義(法2二十一)

重要度◎

金融商品取引法に規定する有価証券その他これに準ずるもので一定のもの(自己が有する自己の株式等及びデリバティブ取引に係るものを除く。)をいう。

参考 一定のもの (令11)

- (1) 金融商品取引法に掲げる一定の権利
- (2) 銀行法に規定する一定の金銭債権
- (3) 合名会社等の社員の持分等その他法人の出資者の持分
- (4) 株主又は投資主となる権利等その他法人の出資者となる権利

6-6 有価証券の譲渡損益(特例)

[ランクB]

1. 合併の場合

重要度〇

(1) 被合併法人の株主等(法61の2②)

被合併法人の株主等である内国法人が、合併(合併法人株式又は合併親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されなかったものに限る。)により新株の交付を受けた場合の旧株の譲渡対価の額は、その旧株の合併直前の帳簿価額相当額とする。

(2) 合併法人

① 親法人株式の交付(法61の2⑥)

合併法人が適格合併により合併親法人株式を交付した場合の株式の譲渡対価の額は、その合併親法人株式のその合併直前の帳簿価額相当額とする。

② 親法人株式に係るみなし譲渡(法61の220)

合併法人等が合併等により親法人株式を交付しようとする場合において、 契約日に親法人株式を有していたとき等は、その契約日等に親法人株式をそ の時における価額により譲渡し、かつ、親法人株式をその価額により取得し たものとみなして、各事業年度の所得の金額を計算する。

2. 分割型分割の場合

重要度〇

(1) 分割法人の株主等(法61の2④)

分割法人の株主等である内国法人が、分割型分割により新株等の交付を受けた場合には、旧株のうちその分割型分割により分割承継法人に移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行ったものとみなして、譲渡損益額を計算する。

- ① この場合、金銭等不交付分割型分割以外の分割型分割における旧株の譲渡 原価の額は、その旧株の分割直前の分割純資産対応帳簿価額とする。
- ② この場合、金銭等不交付分割型分割における旧株の譲渡対価の額及び譲渡 原価の額は、いずれもその旧株の分割直前の分割純資産対応帳簿価額とする。

(2) 分割法人(法61の2⑤)

分割法人が適格分割型分割により分割法人の株主等に分割承継法人株式又は 分割承継親法人株式を交付した場合の、その株式の譲渡対価の額及び譲渡原価 の額は、いずれも移転をした資産及び負債の帳簿価額を基礎として一定の金額 とする。

(3) 分割承継法人(法61の2⑦)

分割承継法人が適格分割により分割承継親法人株式を交付した場合の株式の 譲渡対価の額は、その分割承継親法人株式のその分割直前の帳簿価額相当額と する。

3. 株式交換の場合

重要度〇

(1) 株式交換完全子法人の株主等(法61の2®)

株式交換完全子法人の株主等である内国法人が、株式交換(株式交換完全親法 人株式又は株式交換完全支配親法人株式のいずれか一方の株式以外の資産が交付されな かったものに限る。)によりその株式の交付を受けた場合の旧株の譲渡対価の額 は、その旧株の株式交換直前の帳簿価額相当額とする。

(2) 株式交換完全親法人 (法61の29)

株式交換完全親法人が適格株式交換により株式交換完全支配親法人株式を交付した場合における株式の譲渡対価の額は、その株式交換完全支配親法人株式のその株式交換直前の帳簿価額相当額とする。

4. 株式移転の場合(法61の2⑩)

重要度〇

株式移転完全子法人の株主等である内国法人が、株式移転(株式移転完全親法人株式以外の資産が交付されなかったものに限る。)によりその株式の交付を受けた場合の旧株の譲渡対価の額は、その旧株の株式移転直前の帳簿価額相当額とする。

5. その他

重要度〇

(1) 完全支配関係のみなし配当事由の場合(法61の2億)

内国法人が、所有株式を発行した他の内国法人(その内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。)のみなし配当事由により金銭等の交付を受けた場合等(当該他の内国法人の残余財産の分配を受けないことが確定した場合を含む。)の譲渡対価の額は、譲渡原価の額相当額とする。

(2) 資本の払戻し又は解散の場合(法61の2億)

法人の株主等である内国法人が、資本の払戻し又は解散による残余財産の一部の分配として金銭等の交付を受けた場合の譲渡原価の額は、その所有株式の払戻し等直前の帳簿価額を基礎として計算した金額とする。

(3) その他一定の場合

②参考 その他一定の場合

(1) 組織変更の場合(法61の2位)

法人の株主等である内国法人が、組織変更(株式のみが交付されたものに限る。) に際してその法人の株式の交付を受けた場合の旧株の譲渡対価の額は、その旧 株の組織変更直前の帳簿価額相当額とする。

(2) 取得請求権付株式等を譲渡した場合(法61の23)

- ① 内国法人が、取得請求権付株式に係る請求権の行使又は取得条項付株式に 係る取得事由の発生等により、その取得の対価として取得法人の株式のみが 交付される場合等の譲渡対価の額は、これらの譲渡直前の帳簿価額相当額と する。
- ② 内国法人が、新株予約権付社債に付された新株予約権の行使又は取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生により、その取得の対価として取得法人の株式のみが交付される場合の譲渡対価の額は、これらの譲渡直前の帳簿価額相当額とする。

(3) 信託の併合の場合(法61の2個)

内国法人が旧受益権(内国法人が有していた集団投資信託の受益権をいう。以下(4) において同じ。)に係る信託の併合(新たな信託の受益権以外の資産が交付されなかったものに限る。)により受益権の交付を受けた場合の旧受益権の譲渡対価の額は、その旧受益権の信託の併合直前の帳簿価額相当額とする。

(4) 信託の分割の場合(法61の2億)

内国法人が旧受益権に係る信託の分割により承継信託(信託の分割により受託者を同一とする他の信託から信託財産の一部の移転を受ける信託をいう。)の受益権等の交付を受けた場合には、旧受益権のうち承継信託に移転した資産及び負債に対応する部分の譲渡を行ったものとみなして、譲渡損益を計算する。

- ① この場合、金銭等交付分割における旧受益権の譲渡原価の額は、その旧受益権の信託の分割直前の分割純資産対応帳簿価額とする。
- ② この場合、金銭等交付分割以外の信託の分割における旧受益権の譲渡対価 の額及び譲渡原価の額は、いずれもその旧受益権の信託の分割直前の分割純 資産対応帳簿価額とする。

(5) 所有出資の払戻しの場合(法61の2個)

内国法人が、所有出資を有する法人の出資の払戻しとして金銭等の交付を受けた場合の譲渡原価の額は、その払戻し直前の帳簿価額に払戻し割合を乗じて計算した金額相当額とする。

(6) 空売り(法61の2個)

有価証券の空売り ((7)を除く。) の方法により、有価証券の売付けをし、その後に同一銘柄の有価証券の買戻しをして決済した場合の譲渡利益額又は譲渡損失額は①と②の差額とし、譲渡契約日はその決済に係る買戻し契約日とする。

- ① 売付けをした有価証券の譲渡対価の額
- ② 買戻しをした有価証券の買戻しの対価の額

(7) 信用取引等(法61の220)

信用取引又は発行日取引の方法により、株式の売付け又は買付けをし、その後に同一銘柄の株式の買付け又は売付けをして決済した場合の譲渡利益額又は譲渡損失額は①と②の差額とし、譲渡契約日はその決済に係る買付け又は売付けの契約日とする。

- ① 売付けをした株式の売付けの対価の額
- ② 買付けをした株式の買付けの対価の額

(8) 特定有価証券に係るみなし譲渡(法61の22)

内国法人が売買目的有価証券その他の一定の有価証券(以下「特定有価証券」という。)を有する場合において、その特定有価証券について、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で有価証券の売買を行う業務の全部を廃止したこと等の事実が生じたときは、その事実が生じた時において、その特定有価証券を譲渡し、かつ、その特定有価証券以外の有価証券を取得したものとみなして、各事業年度の所得の金額を計算する。

6-7 有価証券の期末評価、評価損益

[ランクA]

1. 期末評価 (法61の3①、令119の14)

重要度◎

内国法人が事業年度終了の時において有する有価証券については、次の区分に 応じ、それぞれの金額をもって期末評価額とする。

- (1) 売買目的有価証券 (短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した有価 証券として一定のものをいう。)
 - ……時価法により評価した金額
- (2) 売買目的外有価証券((1)以外の有価証券をいう。)
 - ……原価法により評価した金額
 - (注1) 時価法とは、期末に有する有価証券について、銘柄ごとに期末時の価額を期末評価額とする方法をいう。
 - (注2) 原価法とは、期末に有する有価証券について、期末時の帳簿価額(償還有価証券については、銘柄ごとに当期末調整前帳簿価額にその事業年度の調整 差損益額を減算し又は加算した金額)を期末評価額とする方法をいう。

2. 評価損益(売買目的有価証券) (法61の3②、令119の15)

重要度◎

- (1) 内国法人が事業年度終了の時に売買目的有価証券を有する場合には、その評価益又は評価損は、評価損益の計上禁止の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。
- (2) (1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した評価益又は評価損相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入するとともに、(1)の適用後の帳簿価額から減算し又は加算する。

3. 有価証券の意義(法2二十一)

重要度◎

金融商品取引法に規定する有価証券その他これに準ずるもので一定のもの(自己が有する自己の株式等及びデリバティブ取引に係るものを除く。)をいう。

4. 適格組織再編成の場合(法61の3③)

重要度△

適格分割等の場合には、分割法人等は、評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入する。



- 1. 未決済損益(法61の4①、令119の16)
 - (1) 内国法人が有価証券の空売り、信用取引等を行った場合において、これらの取引のうち期末時に決済されていないものがあるときは、期末時に決済したものとみなして算出した利益又は損失相当額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。
 - (2) (1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した利益又は損失相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。
- 2. 資産を取得した場合(法61の43)

信用取引等により有価証券を取得した場合 (繰延ヘッジ処理の適用を受ける場合を除く。) には、その取得の時のその有価証券の価額と取得の対価として支払った金額との差額は、その取得の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

6-8 有価証券の取得価額

[ランクB]

1. 原 則(令119①)

重要度◎

有価証券の取得価額は、次のそれぞれの金額とする。

- (1) **購入**(信用取引等又はデリバティブ取引によるものを除く。) 購入代価に購入費用を加算した金額
- (2) 金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付による取得((4)に該当するもの等及び適格現物出資による取得を除く。)

払込金額及び給付資産の価額に取得費用を加算した金額

- (3) 株式等無償交付((4)に該当するもの等を除く。) 零
- (4) 有利な金額による払込み等 (株主等として取得したもの等及び適格現物出資による取得を除く。)

取得の時におけるその取得のために通常要する価額

(5) (1)~(4)以外による取得取得の時におけるその取得のために通常要する価額

2. 有価証券の意義(法2二十一)

重要度◎

金融商品取引法に規定する有価証券その他これに準ずるもので一定のもの(自己が有する自己の株式等及びデリバティブ取引に係るものを除く。)をいう。

参考 組織再編成(令119①)(短縮版)

(1) 合併(株式のみが交付されたものに限る。) により交付を受けた合併法人株式 又は合併親法人株式

被合併法人株式の合併直前の帳簿価額+みなし配当の額+交付費用

(2) 分割型分割(株式のみが交付されたものに限る。)により交付を受けた分割承継法人株式又は分割承継親法人株式

分割法人株式の分割 ×移転純資産割合+みなし配当の額+交付費用 直前の帳簿価額

(3) 適格分社型分割又は適格現物出資により交付を受けた分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式又は被現物出資法人株式

適格分社型分割又は適格現物出資直前の移転純資産の帳簿価額+交付費用

(4) 株式交換(株式のみが交付されたものに限る。) により交付を受けた株式交換 完全親法人株式又は株式交換完全支配親法人株式

株式交換完全子法人株式の株式交換直前の帳簿価額+交付費用

- (5) 適格株式交換により取得をした株式交換完全子法人の株式
 - ① 株主が50人未満である場合株式交換完全子法人株式の適格株式交換直前の帳簿価額+取得費用
 - ② 株主が50人以上である場合株式交換完全子法人の簿価純資産価額+取得費用
- (6) 株式移転(株式のみが交付されたものに限る。) により交付を受けた株式移転 完全親法人株式

株式移転完全子法人株式の株式移転直前の帳簿価額+交付費用

- (7) 適格株式移転により取得をした株式移転完全子法人の株式
 - ① 株主が50人未満である場合株式移転完全子法人株式の適格株式移転直前の帳簿価額+取得費用
 - ② 株主が50人以上である場合 株式移転完全子法人の簿価純資産価額+取得費用
- (8) 完全支配関係がある法人間の取引の規定の適用がある非適格合併により移転を受けた有価証券で譲渡損益調整資産に該当するもの

取得の時におけるその取得のために通常要する価額±譲渡損益額

(9) (1) ~ (8) 以外による取得 取得の時におけるその取得のために通常要する価額

テーマ16 (組織再編成) 参照

参考 その他 (令119①)

- (1) 組織変更(株式のみが交付されたものに限る。) に際して交付を受けた株式 その株式の組織変更直前の帳簿価額+交付費用
- (2) 取得請求権付株式に係る請求権の行使又は取得条項付株式に係る取得事由の 発生等によるその取得の対価としての取得法人の株式 行使又は発生直前のこれらの帳簿価額+交付費用
- (3) 新株予約権付社債に付された新株予約権の行使又は取得条項付新株予約権に 係る取得事由の発生によるその取得の対価としての取得法人の株式 行使又は発生直前のこれらの帳簿価額+交付費用
- (4) 新株予約権の行使により取得をした自己の社債 取得した社債に係る新株予約権付社債の帳簿価額+取得費用
- (5) 取得事由の発生 (株式のみが交付されたものに限る。) により取得をした自己の 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権が付された自己の新株予約権 付社債

取得した取得条項付新株予約権等の帳簿価額+取得費用

- (6) 集団投資信託についての信託の併合 (新たな信託の受益権のみが交付されたものに限る。) により交付を受けたその新たな信託の受益権
 - 従前の信託の受益権のその信託の併合の直前の帳簿価額+交付費用
- (7) 集団投資信託について信託の分割(承継信託の受益権のみが交付されたものに限る。) により交付を受けたその承継信託の受益権
 - 分割信託の受益権の分割の直前の分割純資産対応帳簿価額+交付費用
- (8) (1) ~ (7) 以外による取得 取得の時におけるその取得のために通常要する価額

(MEMO)

6-9 デリバティブ取引

[ランクB]

1. 未決済損益

重要度◎

(1) 内容(法61の5①)

内国法人がデリバティブ取引を行った場合において、そのデリバティブ取引のうち期末時に決済されていないものがあるときは、期末時に決済したものとみなして算出した利益又は損失相当額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(2) 翌事業年度(令120)

(1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

2. 資産を取得した場合(法61の5③)

重要度△

デリバティブ取引により金銭以外の資産を取得した場合には、その取得の時の その資産の価額と取得の対価として支払った金額との差額は、その取得の日の属 する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

3. 繰延ヘッジ処理

重要度◎

(1) 損益の繰延べ(法61の6①)

内国法人がヘッジ対象資産等損失額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合において、そのデリバティブ取引等がその損失額を減少させるために有効であると認められるときは、そのデリバティブ取引等に係る利益又は損失相当額のうち有効である部分の金額は、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入しない。

(2) 損益の計上 (令121の5)

(1)により繰り延べた利益又は損失相当額は、ヘッジ対象資産等の譲渡等の日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

4. 時価ヘッジ処理

重要度◎

(1) 内 容(法61の7①)

内国法人が売買目的外有価証券の価額の変動により生ずるおそれのある損失の額を減少させるためにデリバティブ取引等を行った場合において、そのデリバティブ取引等がその損失の額を減少させるために有効であると認められるときは、その売買目的外有価証券の価額と帳簿価額との差額のうちそのデリバティブ取引等に係る利益又は損失相当額に対応する部分の金額は、その事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。

(2) 翌事業年度(令121の11)

(1)によりその事業年度の損金の額又は益金の額に算入した金額相当額は、その事業年度の翌事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとともに、(1)の適用後の帳簿価額に加算し又は減算する。

?

|参考 ヘッジ対象資産等損失額

ヘッジ対象資産等損失額とは次の損失の額をいう。

- (1) 資産(短期売買商品及び売買目的有価証券を除く。) 又は負債の価額の変動(期 末時換算資産等の外国為替相場の変動に基因する変動を除く。) に伴って生ずるお それのある損失
- (2) 資産の取得、譲渡、負債の発生若しくは消滅等により受け取り又は支払うこととなる金銭の額の変動に伴って生ずるおそれのある損失

6-10 減価償却資産等の償却費等の損金算入 [ランクA]

1. 償却費の損金算入(法31①④、令62、63)

重要度◎

(1) 内容

内国法人の各事業年度終了の時において有する減価償却資産につきその償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その事業年度において償却費として損金経理をした金額(以下「損金経理額」という。)のうち、取得日等の区分に応じ選定した償却方法に基づき計算した償却限度額に達するまでの金額とする。

(注) 損金経理額には、償却事業年度前の各事業年度における損金経理額のうち損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。

(2) 償却超過額

内国法人がその有する減価償却資産についてした償却の額のうち各事業年度 の損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その資産の帳簿価額は、 その金額の減額がされなかったものとみなす。

(3) 明細書の添付

損金経理額がある場合は、明細書を確定申告書等に添付しなければならない。

2. 少額の減価償却資産(令133)

重要度◎

事業の用に供した減価償却資産(国外リース資産及びリース資産を除く。)で、次の(1)又は(2)を有する場合において、その取得価額相当額につき、その事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

- (1) 使用可能期間が1年未満であるもの
- (2) 取得価額が10万円未満であるもの

3. 一括償却資産(令133の2①⑬)

重要度◎

(1) 内 容

減価償却資産で取得価額が20万円未満であるもの(国外リース資産及びリース 資産並びに上記2.の適用を受けるものを除く。)を事業の用に供した場合において、その全部又は特定の一部を一括したもの(以下「一括償却資産」という。) の取得価額の合計額をその事業年度以後の費用の額又は損失の額とする方法を 選定したときは、その一括償却資産につきその事業年度以後の損金の額に算入

する金額は、損金経理をした金額(以下「損金経理額」という。)のうち、損金算 入限度額に達するまでの金額とする。

(2) 損金算入限度額

取得価額の合計額× その事業年度の月数

(3) 明細書の添付

損金経理額がある場合は、明細書を確定申告書等に添付しなければならない。

4. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例(措法67の5)

重要度◎

(1) 内容

青色申告書を提出する中小企業者等が取得等し、かつ、事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満であるもの(取得価額が10万円未満であるもの及び上記2.又は3.等の適用を受けるものを除く。以下「少額減価償却資産」という。)を有する場合において、その取得価額相当額につき、その事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

(注) その事業年度の少額減価償却資産の取得価額の合計額が年300万円を超 えるときは、その取得価額の合計額のうち年300万円に達するまでの少額 減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

(2) 明細書の添付

この規定は、確定申告書等に明細書の添付がある場合に限り適用する。

5. 減価償却資産の意義(法2二十三、令13)

重要度◎

棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべきものとして一定のものをいう。なお、事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。

6. 適格組織再編成の場合(法31②)

重要度△

適格分割等の場合には、分割法人等は、減価償却資産の損金経理額のうち、一定の償却限度額に達するまでの金額を損金算入する。

6-11 減価償却資産の償却方法の選定、変更等 [ランクA]

1. 償却方法

重要度◎

減価償却資産の償却限度額の計算上選定することができる償却方法は、次の区分に応じそれぞれの方法とする。

- (1) 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産(令48①)
 - ① 建物(③を除く。)
 - イ 平成10年3月31日以前に取得された建物……旧定額法、旧定率法
 - ロ イ以外の建物……旧定額法
 - ② 建物以外の有形減価償却資産(③及び⑥を除く。) ……旧定額法、旧定率法
 - ③ 鉱業用減価償却資産(⑤及び⑥を除く。)
 - …旧定額法、旧定率法、旧生產高比例法
 - ④ 無形減価償却資産(⑤を除く。)及び生物……旧定額法
 - ⑤ 鉱業権……旧定額法、旧生産高比例法
 - ⑥ 国外リース資産……旧国外リース期間定額法
- (2) 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産(令48の2①)
 - ① 建 物(③及び⑥を除く。) ……定額法
 - ② 建物以外の有形減価償却資産(③及び⑥を除く。) ……定額法、定率法
 - ③ 鉱業用減価償却資産(⑤及び⑥を除く。)
 - ……定額法、定率法、生産高比例法
 - ④ 無形減価償却資産(⑤及び⑥を除く。)及び生物……定額法
 - ⑤ 鉱業権……定額法、生産高比例法
 - ⑥ リース資産(所有権移転外リース取引に係る契約が平成20年4月1日以後に締結 されたものに限る。) …… リース期間定額法
 - (注) 定率法
 - イ 平成24年3月31日以前に取得をされたもの……250%定率法
 - ロ 平成24年4月1日以後に取得をされたもの……200%定率法
- (3) 特 例 (令48の4①、49①、50①)
 - ① (1)及び(2)に代え、納税地の所轄税務署長の承認により特別な償却方法又 は取替法等を選定することができる。
 - ② リース賃貸資産(改正前リース取引の目的とされている減価償却資産(国外リース資産を除く。)をいう。)については、旧リース期間定額法を選定することができる。

2. 選 定

重要度〇

(1) 選定単位(令51①、規14)

償却方法は、耐用年数省令に定める種類ごと(機械装置等については設備の種類ごと)に選定しなければならない。

- (注) 2以上の事業所等を有する内国法人は、事業所等ごとに選定することができる。
- (2) 届 出 (令51②)

内国法人は、設立等の日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよる べき償却方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。 ただし、償却方法が選定できないものについてはこの限りでない。

(3) みなし選定(令51③)

旧償却方法適用資産につき、既に旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法を選定している場合(法定償却方法を含む。)において、その旧償却方法適用資産と同一の区分に属する新償却方法適用資産につき、償却方法の選定の届出をしていないときは、次の区分に応じそれぞれの方法を選定したものとみなす。

- ① 旧定額法……定額法
- ② 旧定率法……定率法
- ③ 旧生産高比例法……生産高比例法

3. 法定償却方法(法31①、令53)

重要度◎

償却方法を選定しなかった場合には、次のそれぞれの方法により償却する。

- (1) 平成19年3月31日以前に取得された減価償却資産
 - ① 建物以外の有形減価償却資産及び平成10年3月31日以前に取得された建物 ……旧定率法
 - ② 鉱業用減価償却資産及び鉱業権……旧生産高比例法
- (2) 平成19年4月1日以後に取得された減価償却資産
 - ① 建物以外の有形減価償却資産……定率法
 - ② 鉱業用減価償却資産及び鉱業権……生産高比例法

4. 変 更 (令52)

重要度〇

- (1) 選定した償却方法(法定償却方法を含む。)を変更しようとするときは、その新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1) の場合において、その事業年度終了の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

5. 用語の意義 (令48の2⑤)

重要度◎

(1) リース資産

所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したものとされる減価償却資産をいう。

(2) 所有権移転外リース取引

リース取引に係る所得の金額の計算に規定するリース取引のうち、次のいず れかに該当するもの(これらに準ずるものを含む。)以外のものをいう。

- ① リース期間終了時又はリース期間の中途において、目的資産が無償又は名目的な対価の額でその賃借人に譲渡されるもの。
- ② その賃借人に対し、リース期間終了時又はリース期間の中途において、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。
- ③ 目的資産の種類等に照らし、目的資産がその使用可能期間中その賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの又は目的資産の識別が困難であると 認められるもの。
- ④ リース期間が目的資産の耐用年数に比して相当短いもの(その賃借人の税負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。)。

参考 相当短いものの意義 (基通7-6の2-7)

「リース期間が目的資産の耐用年数に比して相当短いもの」とは、次のリース 資産をいい、これらは、いわゆる「所有権移転リース取引」の取扱いとなる。

- (1) 耐用年数が10年未満のもの……リース期間<耐用年数の70%(注)
- (2) 耐用年数が10年以上のもの……リース期間<耐用年数の60%(注)
- (注) 1年未満の端数があるときは切り捨てる。

(MEMO)

6-12 減価償却資産の取得価額

[ランクB]

1. 原 則(令54)

重要度◎

- (1) 減価償却資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。
 - ① 購 入

購入代価に購入費用を加算した金額

- ② 自己の建設等
 - 建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額
- ③ 自己が成育させた牛馬等 購入代価等、飼料費、労務費及び経費の額
- ④ 自己が成熟させた果樹等購入代価等、肥料費、労務費及び経費の額
- ⑤ ①~④以外による取得 取得の時におけるその取得のために通常要する価額
- (2) (1)②に掲げる減価償却資産につき算定した建設等の原価の額が(1)の金額と異なる場合において、その原価の額が適正な原価計算に基づいて算定されているときは、その原価の額を取得価額とみなす。

2. 特 例

重要度〇

(1) 圧縮記帳適用資産(令54等)

圧縮記帳の適用を受けた場合には、圧縮による損金算入額を控除した金額を取得価額とみなす。

- (2) 評価換え等により帳簿価額が増額された場合 (令54)
 - 次の金額を取得価額とみなす。

本来の取得価額+増額された金額

- (3) 資本的支出があった場合(令55)
 - ① 内国法人が有する減価償却資産について支出する金額のうちに資本的支出 として支出事業年度の損金の額に算入されなかった金額がある場合には、そ の金額を取得価額として、その有する減価償却資産と種類及び耐用年数を同 じくする減価償却資産を新たに取得したものとする。
 - ② ①の場合に、その有する減価償却資産について旧償却方法を採用している ときは、①にかかわらず、その金額をその減価償却資産の取得価額に加算す ることができる。

③ その事業年度の前事業年度に①に規定する損金の額に算入されなかった金額がある場合において、その有する減価償却資産(平成24年3月31日以前取得資産を除く。以下「旧減価償却資産」という。)及び①の規定により新たに取得したものとされた減価償却資産(以下「追加償却資産」という。)について定率法を採用しているときは、①にかかわらず、その事業年度開始の時に、旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を、新たに取得したものとすることができる。

3. 減価償却資産の意義(法2二十三、令13)

重要度◎

棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべきものとして一定のものをいう。なお、事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く。

② 参考 適格組織再編成 (令54)

適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産の取得価額は、次のそれぞれの金額とその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額との合計額とする。

- (1) **適格合併又は適格現物分配(残余財産の全部の分配に限る。)による受入** 被合併法人等がその適格合併等の日の前日の属する事業年度においてその資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額
- (2) 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配((1)を除く。)による受入 分割法人等がその適格分割等の日の前日を事業年度終了の日とした場合にそ の事業年度においてその資産の償却限度額の計算の基礎とすべき取得価額

6-13 繰延資産

[ランクA]

1. 繰延資産の意義及び範囲(法2二十四、令14)

重要度◎

法人が支出する費用(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。) のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもので次のものをいう。

- (1) 創立費 (2) 開業費 (3) 開発費 (4) 株式交付費 (5) 社債等発行費
- (6) (1)~(5)のほか次の費用
 - ① 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用
 - ② 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用
 - ③ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用
 - ④ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用
 - ⑤ ①~④のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

2. 償却費の損金算入

重要度◎

(1) 内容(法32①⑥)

内国法人の各事業年度終了の時の繰延資産につき、その償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その事業年度において償却費として損金経理をした金額(以下「損金経理額」という。)のうち、償却限度額に達するまでの金額とする。

- (注) 損金経理額には、償却事業年度前の各事業年度における損金経理額のう ち損金の額に算入されなかった金額を含むものとする。
- (2) 償却超過額(令65)

均等償却を行う繰延資産についてした償却の額のうち各事業年度の損金の額に算入されなかった金額がある場合には、その繰延資産の帳簿価額は、その金額の減額がされなかったものとみなす。

(3) 明細書の添付(令67)

損金経理額がある場合は、明細書を確定申告書等に添付しなければならない。

3. 償却限度額(令64)

重要度〇

(1) 任意償却

上記 1. (1) \sim (5) の繰延資産……その繰延資産の額(既にした償却の額で損金算入額を控除した金額)

(2) 均等償却

上記 1.(6)の繰延資産……次により計算した金額
その繰延
をの線延
をの事業年度の月数(支出事業年度は支出日から期末までの月数)
資産の額

支出の効果の及ぶ期間の月数

4. 少額繰延資産(令134)

重要度◎

均等償却を行う繰延資産となる費用を支出する場合において、その支出金額が20万円未満であるものにつき、その支出日の属する事業年度に損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

5. 適格組織再編成の場合(法32②)

重要度△

適格分割等の場合には、分割法人等は、繰延資産の損金経理額のうち、一定の 償却限度額に達するまでの金額を損金算入する。

留意点 解答範囲の限定

「繰延資産の意義及び範囲」の解答範囲を限定する場合には、次のように解答する。

① 創立費の場合

法人が支出する<u>創立費</u>(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。)のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは繰延資産とされる。

② 広告宣伝用資産の贈与費用の場合

法人が支出する製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用(資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。)のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶものは繰延資産とされる。

6-14 金銭債務の償還差損益

[ランクB]

1. 償還差損益(令136の2)

重要度◎

内国法人が社債の発行等により金銭債務に係る債務者となった場合において、その金銭債務に係る収入額がその債務額を超え、又はその収入額がその債務額に満たないときは、その債務者となった日の属する事業年度から償還事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、次により計算した金額(償還事業年度は、償還差益又は償還差損の額から前事業年度までの益金の額又は損金の額に算入された金額を控除した金額。)を益金の額又は損金の額に算入する。

償還差益又は償還差損の額× その事業年度の月数(注) 償還期間の月数

(注) 債務者となった事業年度は、債務者となった日から期末までの月数

2. 適格組織再編成の場合(令136の223)

重要度ム

適格合併等により被合併法人等から金銭債務の償還等に係る義務を承継した場合には、合併法人等は引き続き上記 1. の規定を適用する。

6-15 外貨建取引の換算

[ランクA]

1. 外貨建取引の換算

重要度◎

(1) 内容(法61の8①)

内国法人が外貨建取引を行った場合には、その外貨建取引の円換算額は、その外貨建取引を行った時の外国為替相場により換算した金額とする。

- (注) 外貨建取引とは、外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務 の提供、金銭の貸付け及び借入れ、剰余金の配当その他の取引をいう。
- (2) 先物外国為替契約等を締結した場合(法61の8②)

内国法人が先物外国為替契約等により外貨建取引(短期売買商品又は売買目的有価証券の取得等を除く。)によって取得等する資産又は負債の金額の円換算額を確定させた場合において、その先物外国為替契約等の締結日においてその旨を帳簿書類に記載したときは、その資産又は負債については、その円換算額をもって(1)により換算した金額とする。

2. 適格組織再編成の場合(法61の8③)

重要度ム

適格合併等により被合併法人等から上記 1.(2)の適用を受けた先物外国為替契約等の移転を受けた場合には、合併法人等は引き続き上記 1.(2)を適用する。

6-16 外貨建資産等の期末換算

[ランクA]

1. 換算方法

重要度◎

(1) 内容(法61の9①)

内国法人が事業年度終了の時に有する外貨建資産等に係る円換算額は、次のそれぞれの方法により換算した金額とする。

- ① 外貨建債権・債務……発生時換算法又は期末時換算法
- ② 外貨建有価証券
 - イ 売買目的有価証券……期末時換算法
 - ロ 売買目的外有価証券(償還期限及び償還金額の定めのあるものに限る。)
 - ……発生時換算法又は期末時換算法
 - ハ イ及びロ以外の有価証券……発生時換算法
- ③ 外貨預金……発生時換算法又は期末時換算法
- ④ 外国通貨……期末時換算法
- (2) 特 例 (令122の3)

事業年度終了の時に有する外貨建資産等につき外国為替相場が著しく変動した場合には、その外貨建資産等に係る外貨建取引をその事業年度終了の時に行ったものとみなして、外貨建取引の換算及び(1)の規定を適用することができる。

2. 換算差損益

重要度◎

(1) 内容(法61の9②)

事業年度終了の時に期末時換算法を適用する外貨建資産等を有する場合には、 期末時換算法による円換算額とその時の帳簿価額との差額は、その事業年度の 益金の額又は損金の額に算入する。

- (2) 翌事業年度(令122の8)
 - (1)によりその事業年度の益金の額又は損金の額に算入した金額相当額は、その事業年度の翌事業年度の損金の額又は益金の額に算入するとともに、(1)の適用後の帳簿価額から減算し又は加算する。

3. 選 定

重要度〇

(1) 選定単位(令122の4)

外貨建資産等の換算方法は、外国通貨の種類ごとに、かつ、一定の区分ごと に選定しなければならない。

(2) 届 出 (令122の5)

新たな外国通貨の種類又は区分の外貨建資産等に係る外貨建取引を行った場合には、取引日の属する事業年度の確定申告期限までに、そのよるべき換算方法を書面により納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

ただし、換算方法が選定できないものについてはこの限りでない。

4. 法定換算方法 (法61の9①、令122の7)

重要度◎

換算方法を選定しなかった場合には、次の方法により換算する。

- (1) 短期外貨建債権·債務、短期外貨預金……期末時換算法
- (2) (1)以外のもの……発生時換算法

5.変更(令122の6)

重要度〇

- (1) 選定した換算方法(法定換算方法を含む。)を変更しようとするときは、その新たな換算方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) (1) の場合において、その事業年度終了の日までに承認又は却下の処分がなかったときは、同日に承認があったものとみなす。

6. 用語の意義(法61の9①)

重要度◎

(1) 発生時換算法

発生時換算法とは、期末時に有する外貨建資産等について、外貨建取引の換算に用いた外国為替相場による円換算額(注)をもって期末円換算額とする方法をいう。

(2) 期末時換算法

期末時換算法とは、期末時に有する外貨建資産等について、その期末時の外 国為替相場による円換算額(注)をもって期末円換算額とする方法をいう。

(注) 先物外国為替契約等により円換算額を確定させ、その旨を帳簿書類に記載 した場合には、その確定させた円換算額とする。

6-17 為替予約差額の配分

[ランクB]

1. 為替予約差額の配分(法61の10①)

重要度◎

内国法人が事業年度終了の時に有する外貨建資産等について、先物外国為替契約等により確定させた円換算額で換算したときは、その先物外国為替契約等の締結日(締結日がその外貨建資産等に係る外貨建取引を行った日前である場合には、その外貨建取引を行った日)の属する事業年度から決済日の属する事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、為替予約差額のうちその各事業年度に配分すべき一定の金額は、益金の額又は損金の額に算入する。

(注)為替予約差額とは、先物外国為替契約等により確定させた円換算額と取引 時の外国為替相場による円換算額との差額をいう。

2. 短期外貨建資産等の特例

重要度〇

(1) 内 容 (法61の10③)

短期外貨建資産等に係る為替予約差額は、上記 1. の規定にかかわらず、締結日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することができる。

- (2) 選 定 (令122の10)
 - ① 選定単位
 - (1)の方法は、外国通貨の種類を異にする短期外貨建資産等ごとに選定することができる。
 - ② 届 出
 - (1)の場合には、選定しようとする事業年度の確定申告期限までに、その旨を記載した書面を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

3. 適格組織再編成の場合 (法61の10②)

重要度△

適格分割等の場合には、分割法人等は、為替予約差額のうち一定額を益金の額 又は損金の額に算入する。

(MEMO)

6-18 資産の評価損益

[ランクA]

1. 評価益

重要度◎

(1) 原 則

① 計上禁止(法25①)

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合 には、その増額した部分の金額は、各事業年度の益金の額に算入しない。

② 帳簿価額 (法254)

①の評価換えにより増額された金額を益金の額に算入されなかった資産については、その事業年度以後の帳簿価額は、その増額がされなかったものとみなす。

(2) 会社更生法等の場合(法25②、令24)

内国法人がその有する資産につき次の評価換えをしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は、(1)の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額に算入する。

- ① 会社更生法等に従って行う資産の評価換え
- ② 保険業法による株式の評価換え

(3) 民事再生法等の場合

① 内容(法25③)

内国法人について再生計画認可の決定その他一定の事実が生じた場合において、その有する資産の価額につき所定の評定を行っているときは、その資産の評価益の額として一定の金額は、(1)の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額に算入する。

② 申告要件(法25⑤⑥)

①の規定は、確定申告書に評価益に関する明細の記載があり、かつ、評価益に関する関係書類の添付がある場合に限り適用する。ただし、税務署長による宥恕がある。

(1) 原 則

① 計上禁止(法33①)

内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。

② 帳簿価額(法33⑥)

①の評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかった資産については、その事業年度以後の帳簿価額は、その減額がされなかったものとみなす。

(2) 災害等の場合(法33②)

内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷によりその資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったことその他の一定の事実が生じた場合において、その資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の帳簿価額とその事業年度終了の時におけるその資産の価額との差額に達するまでの金額は、(1)の規定にかかわらず、その事業年度の損金の額に算入する。

(3) 会社更生法等の場合(法33③)

内国法人がその有する資産につき会社更生法等に従って行う資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、(1)の規定にかかわらず、その事業年度の掲金の額に算入する。

(4) 民事再生法等の場合

① 内容(法33④)

内国法人について再生計画認可の決定その他一定の事実が生じた場合において、その有する資産の価額につき所定の評定を行っているときは、その資産の評価損の額として一定の金額は、(1)の規定にかかわらず、その事業年度の損金の額に算入する。

② 申告要件(法33⑦8)

①の規定は、確定申告書に評価損に関する明細の記載があり、かつ、評価 損に関する関係書類の添付がある場合に限り、適用する。ただし、税務署長 による宥恕がある。

(5) 適用除外(法33⑤)

内国法人が完全支配関係がある他の内国法人で清算中のもの等の株式等を有する場合におけるその株式等については、(2)から(4)の規定は、適用しない。

3. 売買目的有価証券の時価法の特例(法61の32)

重要度△

内国法人が事業年度終了の時に売買目的有価証券を有する場合には、その評価 益又は評価損は、上記 1. (1) 及び 2. (1) の規定にかかわらず、その事業年度の益 金の額又は損金の額に算入する。

4. 短期売買商品の時価法の特例(法61③)

重要度ム

内国法人が事業年度終了の時に短期売買商品を有する場合には、その評価益又は評価損は、上記 1. (1) 及び 2. (1) の規定にかかわらず、その事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

プラスα 災害等の場合に資産の評価損の計上ができる事実 (令68)

1. 物損等の事実

- (1) 棚卸資産
 - ① 災害により著しく損傷したこと。
 - ② 著しく陳腐化したこと。
 - ③ ①又は②に準ずる特別の事実。

(2) 有価証券

- ① 取引所売買有価証券等(発行済株式等の20%以上を有するものを除く。) の価額が著しく低下したこと。
- ② ①以外の有価証券について、その発行法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。
- ③ ②に準ずる特別の事実。

(3) 固定資産

- ① 災害により著しく損傷したこと。
- ② 1年以上にわたり遊休状態にあること。
- ③ 本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと。
- ④ 資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと。
- ⑤ ①~④に準ずる特別の事実。

(4) 繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの

- ① その支出の対象となった固定資産につき(3)①~④の事実が生じたこと。
- ② ①に準ずる特別の事実。

2. 法的整理の事実

更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実をいう。